第1部

出入国在留管理をめぐる近年の状況

第1章 外国人の出入国の状況
第2章 日本人の出帰国の状況
第3章 外国人の在留の状況
第4章 技能実習制度の実施状況
第5章 外国人の退去強制手続業務の状況
第6章 難民認定業務等の状況
第7章 人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策及び外国人DV被害者保護

第１章　外国人の出入国の状況

第１節　外国人の出入国者数の推移

１　外国人の入国

（１）入国者数

我が国への外国人入国者数は，出入国管理に関する統計を取り始めた1950年は約１万8,000人と僅かであったが，1952年４月28日に「日本国との平和条約」（昭和27年条約第５号）が発効したことに伴って我が国が完全な主権を回復し，出入国管理令に基づいて入国の許否を決することとなり，また，その後，航空機の大型化，ジェット化が進むなど国際輸送手段の整備による外国渡航の割安感，便利さの高まりによりほぼ一貫して増加の途をたどり，1978年には100万人，1984年には200万人，1990年には300万人，1996年には400万人，2000年には500万人，2013年には1,000万人，2016年には2,000万人，2018年には3,000万人をそれぞれ突破した。2019年は，2018年の3,010万2,102人と比べ108万5,077人（3.6%）増の3,118万7,179人となり，過去最高を記録している。

2019年における外国人入国者数3,118万7,179人のうち「新規入国者」数は2,840万2,509人で，2018年の2,757万4,232人と比べ82万8,277人（3.0%）増加し，「再入国者」数は278万4,670人で，2018年の252万7,870人と比べ25万6,800人（10.2%）増加している。

これは，官民一体となった観光立国実現に向けた取組が観光客の増加を促し，外国人入国者数全体の増加につながったものと考えられる（**図表１**）。

図表１　外国人入国者数の推移

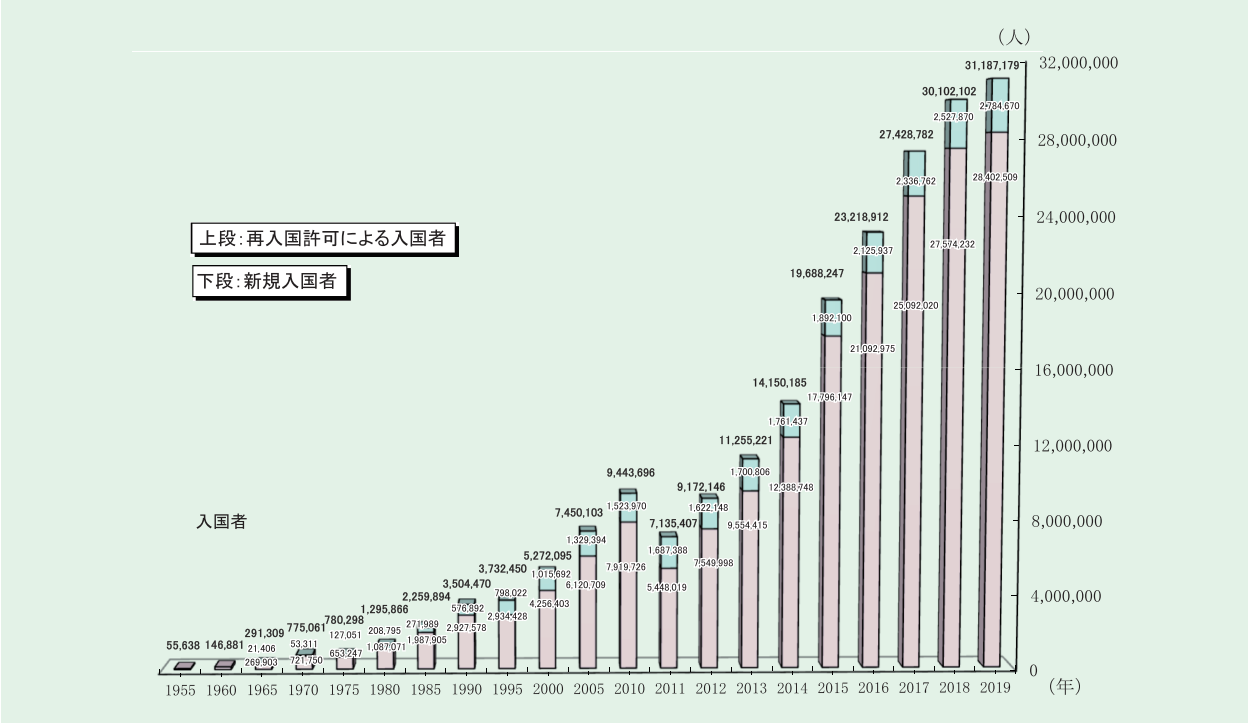

（注）　1955年及び1960年は，入国者の内訳を算出していない。

（２）国籍・地域別

2019年における外国人入国者数を国籍・地域別に見ると，中国が848万1,216人と最も多く，入国者数全体の27.2％を占めている。以下，韓国587万8,280人（18.8％），台湾466万7,445人（15.0％），中国（香港）217万7,962人（7.0％），米国174万6,614人（5.6％）の順となっている(注)。

このうち，近隣の国・地域である中国，韓国，台湾，中国（香港）の４か国・地域で入国者数全体の68.0％と半数以上を占めている（**図表２**）。

図表２ 主な国籍・地域別入国者数の推移

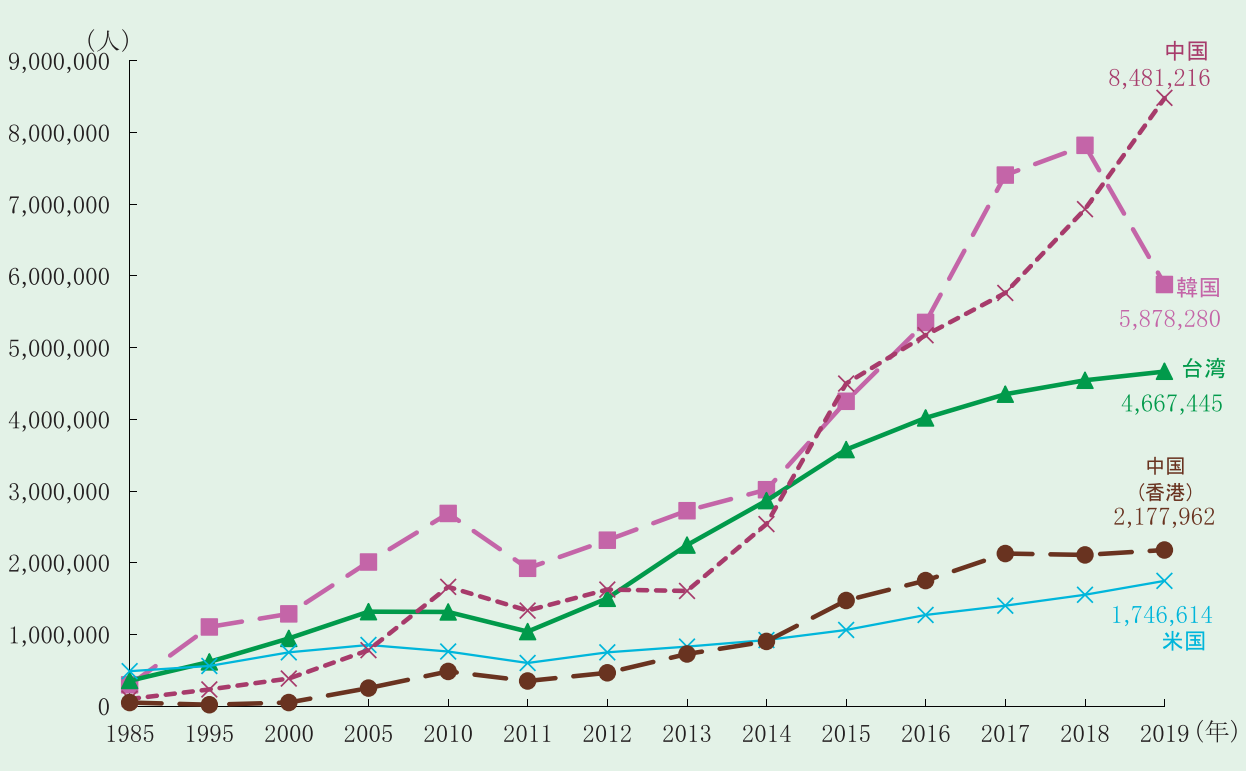

（注） 2019年版に掲載している本表「主な国籍・地域別入国者数の推移」の中国（香港）について，以下のとおり誤った数値（人数）が掲載されていますので，ご注意願います。
（正）2,107,482
（誤）2,107,037

上位５か国・地域について，2018年と2019年で入国者数を比較すると，中国が155万175人（22.4％）増，台湾が12万4,083人（2.7％）増，中国（香港）が７万480人（3.3％）増，米国が19万5,372人（12.6％）増と４つの国・地域で増加したが，韓国が194万272人（24.8％）減少している。韓国が大幅に減少しているのは，2019年７月以降の日韓情勢の影響による訪日旅行控えが要因と思われる。

（注） 出入国関係の統計においては，中国本土を「中国」，台湾を「台湾」と記載している。また，香港については，中国国籍を有する者で中国香港特別行政区旅券（SAR（Special Administrative Region）旅券）を所持する者（有効期間内の旧香港政庁発給の身分証明書を所持する中国国籍者を含む。）を「中国（香港）」，香港の居住権を有する者で英国政府の発給した香港英国海外国民旅券（BNO（British National Overseas）旅券：香港居住者のみを対象とする英国旅券）を所持する者（有効期間内（1997年６月30日以前）に旧香港政庁発給の英国（香港）旅券を所持し入国した者を含む。）を「英国（香港）」と記載している。BNO 旅券は更新発給が制限されており，順次 SAR 旅券に移行している。

他方，在留外国人関係の統計においては，2011年までの外国人登録者数の「中国」は台湾を含んだ数であり，2012年以降の在留外国人数（中長期在留者（後記資料編１第４節１参照）と特別永住者の合計）の「中国」は，「台湾」のうち既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。また，BNO 旅券所持者は「英国」に含まれている。

また，中国（その他）とは，中国国籍を有する者で，中国及び中国（香港）を除く政府（例えば，マカオ等）が発給した身分証明書等を所持する者をいう。

（３）男女別・年齢別

2019年における外国人入国者数について男女別に見ると，男性1,452万939人，女性1,666万6,240人であり，男女の比率は，男性が全体の46.6%，女性が53.4%となっており，女性が男性を上回っている。

次に，年齢別に見ると，30歳代が最も多く，入国者数全体の24.2%となっている。さらに，年齢別の男女構成比で見ると，全ての年代において女性の比率が高いことが特徴的である（**図表３**）。

図表３　男女別・年齢別外国人入国者数（2019年）

（４）目的（在留資格）別

2019年における新規入国者数は2,840万2,509人で，これを目的（在留資格）別に見ると，「短期滞在」が2,781万548人と最も多く，新規入国者数全体の97.9%を占めており，次いで「技能実習１号ロ」16万7,405人（0.6%），「留学」12万1,637人（0.4%），「興行」４万5,486人（0.2%）の順となっている（**図表４**）。

図表４ 在留資格別新規入国者数の推移

（人）

在留資格＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	17,796,147	21,092,975	25,092,020	27,574,232	28,402,509
外交	9,526	9,267	9,092	9,072	12,206
公用	25,788	28,282	29,684	33,217	42,934
教授	3,140	3,172	3,166	3,194	3,185
芸術	360	387	394	435	474
宗教	1,030	1,019	924	872	949
報道	81	111	88	43	69
高度専門職１号イ	11	32	16	26	37
高度専門職１号ロ	107	166	250	432	624
高度専門職１号ハ	18	31	36	73	118
経営・管理	1,352	2,091	1,660	1,790	2,237
法律・会計業務	—	4	2	4	5
医療	29	34	63	55	58
研究	356	358	380	368	364
教育	3,020	3,042	2,992	3,432	3,463
技術・人文知識・国際業務	17,690	20,940	25,063	34,182	43,880
企業内転勤	7,202	7,652	8,665	9,478	9,964
介護			1	1	4
興行	37,155	39,057	39,929	42,703	45,486
技能	6,421	6,404	3,692	3,551	4,355
特定技能１号					563
特定技能２号					—
技能実習１号イ	6,680	6,665	7,492	6,222	6,300
技能実習１号ロ	90,307	99,453	120,179	137,973	167,405
技能実習２号イ	1	2	—	12	8
技能実習２号ロ	16	11	9	242	183
技能実習３号イ			—	64	226
技能実習３号ロ			8	5,648	14,750
文化活動	3,467	3,531	3,377	3,539	3,793
短期滞在	17,404,987	20,665,390	24,617,024	27,054,549	27,810,548
留学	99,556	108,146	123,232	124,269	121,637
研修	15,702	15,740	16,393	13,389	12,985
家族滞在	23,118	26,594	27,288	27,952	31,788
特定活動	14,980	18,210	22,444	27,752	31,712
日本人の配偶者等	9,591	10,188	9,998	10,466	10,694
永住者の配偶者等	2,007	1,959	2,170	2,081	1,990
定住者	12,449	15,037	16,309	17,146	17,515

（注１） 2017年９月１日から在留資格「介護」が新設された。
（注２） 2017年11月１日から在留資格「技能実習３号（イ及びロ）」が新設された。
（注３） 2019年４月１日に在留資格「特定技能１号」及び「特定技能２号」が新設された。
（注４） 「—」は，該当数値が「０」であることを意味している。以下全て同様。

ア 「短期滞在」

2019年における「短期滞在」の在留資格による新規入国者数について，更に詳細に見ると，観光を目的とした外国人は2,537万830人で，「短期滞在」の在留資格による新規入国者数全体の91.2％を占めており，その割合が高くなっている（**図表５**）。これは，戦略的なビザ緩和，免税制度の拡充，出入国管理体制の充実，航空ネットワークの拡大など，官民一体となった観光立国実現に向けた取組が観光客の増加を促したものと思われる。

なお，観光を目的とした新規入国者数について国籍・地域別に見ると，中国が677万4,993人（26.7％）と最も多く，以下，韓国489万5,661人（19.3％），台湾435万5,184人（17.2％），中国（香港）211万5,789人（8.3％），米国124万8,443人（4.9％）の順となっており，これら５つの国・地域の観光客で全体の約８割を占めている（**図表６**）。

図表５ 「短期滞在」の在留資格による目的別新規入国者数の推移

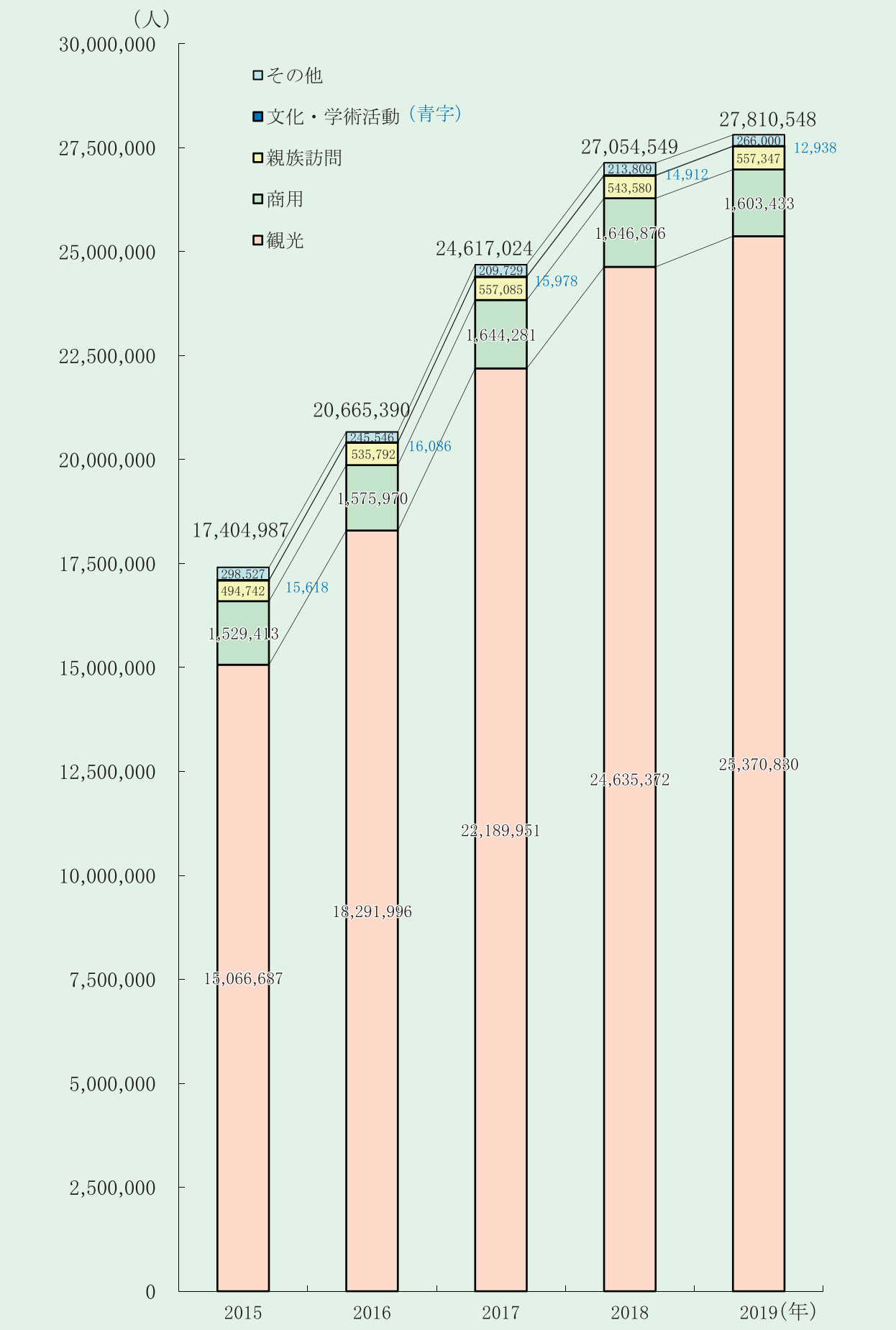

図表６　観光を目的とした国籍・地域別新規入国者数（2019年）

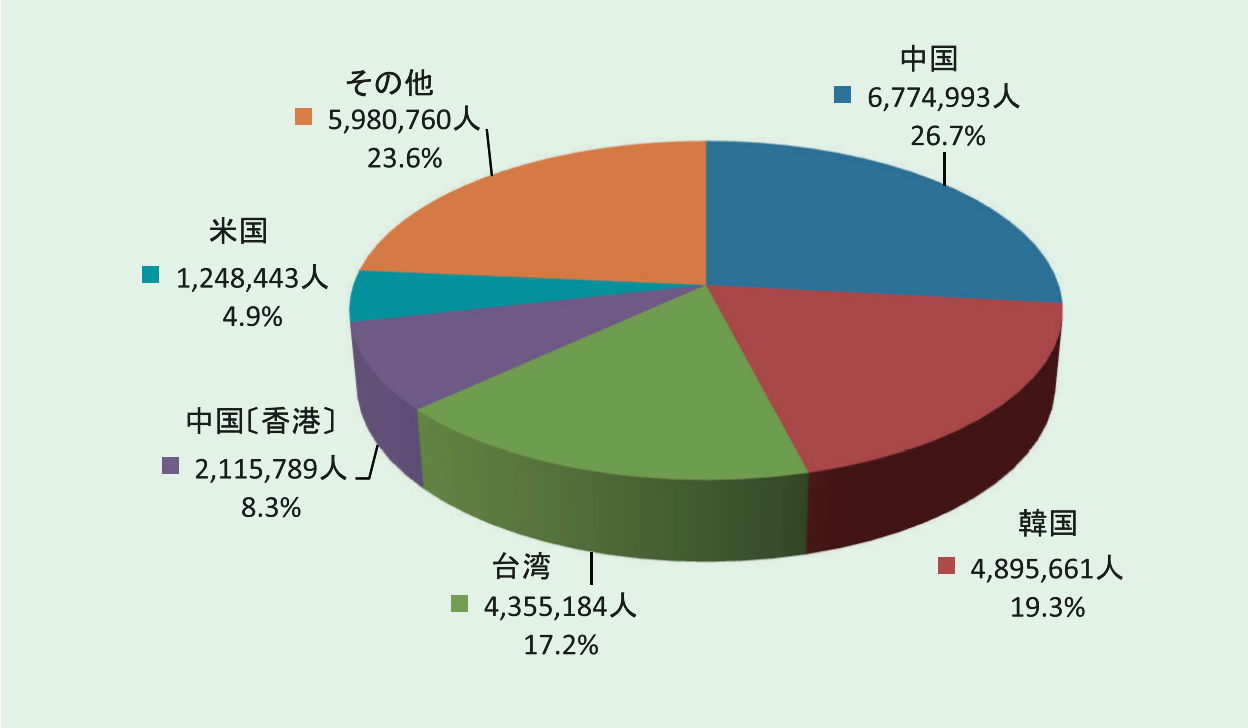

イ　専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人

2019年における専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格（入管法別表第１の１の表及び２の表のうち，「外交」，「公用」及び「技能実習」を除く。）による新規入国者数は11万5,835人であり，2018年と比べ１万5,196人（15.1％）増加している（**図表７**）。

図表７ 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の推移

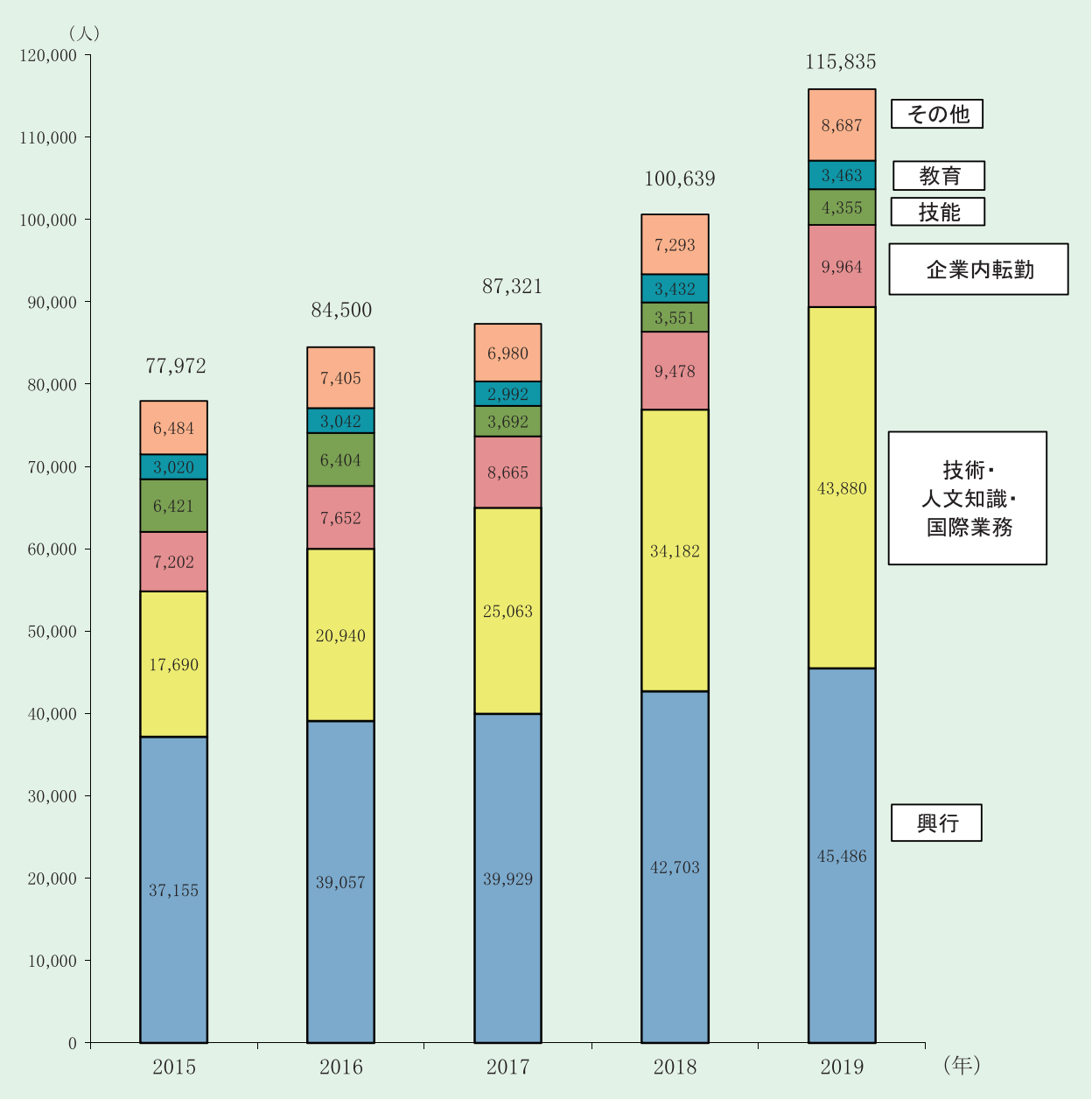

（注） 法別表第１の１の表及び２の表のうち，「外交」，「公用」及び「技能実習」を除く。

2019年における新規入国者数全体に占める，専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の割合は0.4％である。

以下，就労を目的とする外国人のうち，特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする。

（ア）「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」（資料編５統計（１）３－１，４－１）

一般企業で就労する外国人社員に相当する在留資格での2019年における新規入国者数は，「技術・人文知識・国際業務」４万3,880人，「企業内転勤」9,964人の計５万3,844人となっており，2018年と比べ，「技術・人文知識・国際業務」は9,698人（28.4％）増加，「企業内転勤」は486人（5.1％）増加している。

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると，ベトナム１万2,245人（27.9％），中国9,532人（21.7％），韓国4,161人（9.5％），インド3,073人（7.0％）の順となっており，これら４か国で「技術・人文知識・国際業務」の在

留資格による新規入国者数全体の66.1％を占めている。

さらに，「企業内転勤」の在留資格による新規入国者数について見ると，中国2,890人（29.0％），フィリピン1,278人（12.8％），ベトナム954人（9.6％），タイ939人（9.4％）の順となっている。

（イ）「興行」（資料編５統計（１）５－１）

「興行」の在留資格による2019年における新規入国者数は，４万5,486人であり，2018年と比べ2,783人（6.5％）増加し，専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の中では最も大きな割合を占めている。

2019年における「興行」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると，韓国9,190人（20.2％），米国6,510人（14.3％），フィリピン5,632人（12.4％），英国3,763人（8.3％）の順となっている。

（ウ）「技能」（資料編５統計（１）６－１）

外国特有の産業分野における熟練した職人等に付与される「技能」の在留資格による2019年における新規入国者数は，4,355人であり，2018年と比べ804人（22.6％）の増加となった。

2019年における「技能」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると，中国1,641人（37.7％），インド552人（12.7％），ネパール490人（11.3％），ベトナム200人（4.6％）の順となっており，これら４か国で「技能」の在留資格による新規入国者数全体の66.2％を占めている。

（エ）「特定技能１号」（資料編５統計（１）７－１）

2019年４月１日に新設された「特定技能１号」の在留資格による2019年における新規入国者数は563人であった。

国籍・地域別に見ると，ベトナム304人（54.0％），インドネシア112人（19.9％），カンボジア59人（10.5％），ミャンマー37人（6.6％）の順となっており，これら４か国で「特定技能１号」の在留資格による新規入国者数全体の90.9％を占めている。

ウ 「技能実習１号」（資料編５統計（１）８－１）

2019年における「技能実習１号」の在留資格による新規入国者数は17万3,705人であり，2018年と比べ２万9,510人（20.5％）増加している。

国籍・地域別に見ると，ベトナムが９万1,170人で全体の52.5％を占め，以下，中国３万4,685人（20.0％），インドネシア１万5,746人（9.1％），フィリピン１万3,839人（8.0％），ミャンマー6,460人（3.7％）の順となっている（**図表８**）。

図表８ 「技能実習１号」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移

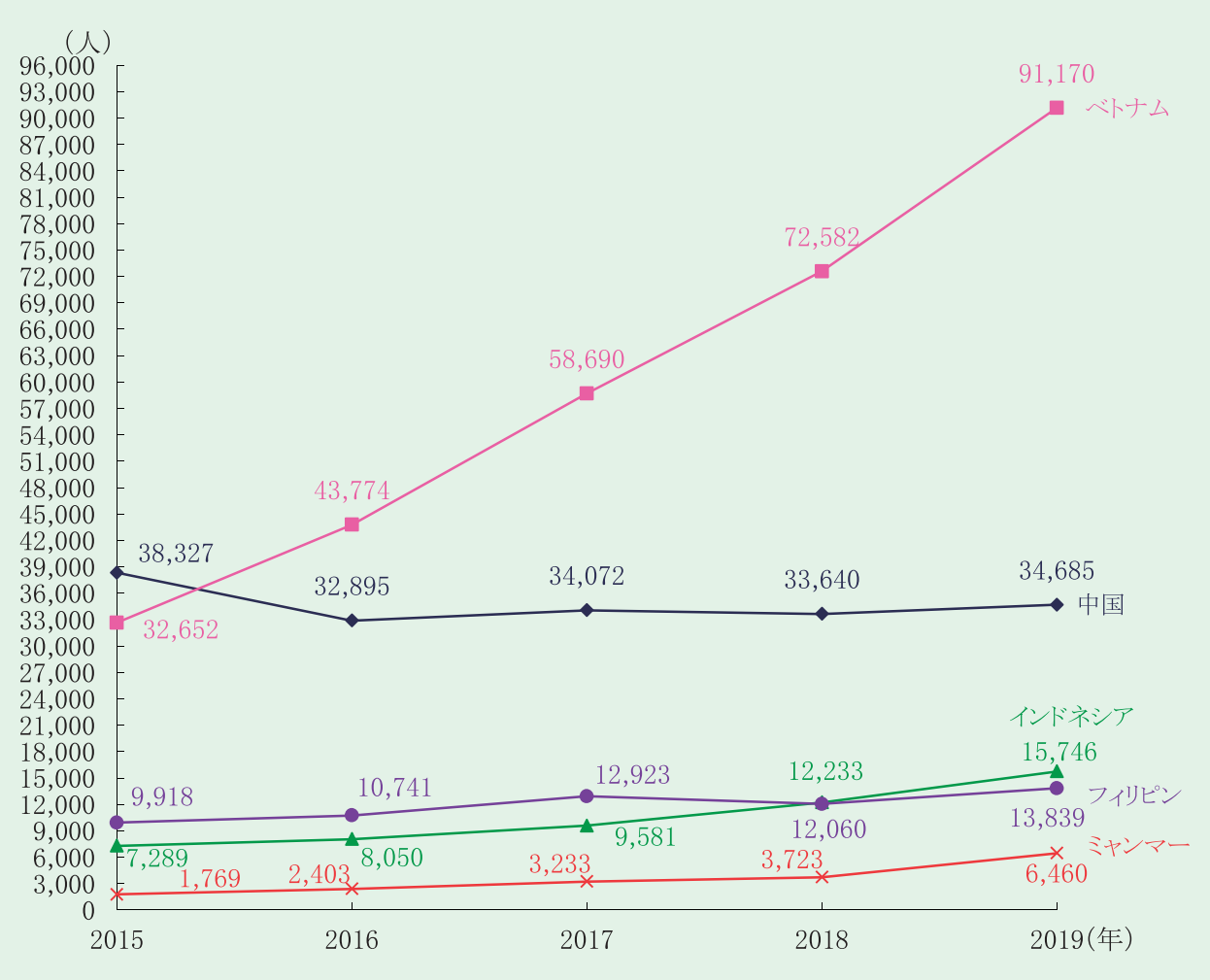

エ 「留学」（資料編５統計（１）11－１）

2019年における「留学」の在留資格による新規入国者数は，2018年と比べ2,632人（2.1%）減少の12万1,637人となっており，上位５か国･地域をアジアからの学生が占めている（74.5%）。

国籍・地域別に見ると，中国が４万7,666人で全体の39.2%を占め，以下，ベトナム２万1,060人（17.3%），韓国8,901人（7.3%），ネパール7,406人（6.1%），台湾5,627人（4.6%）となっている（**図表９**）。

図表９　「留学」の在留資格による主な国籍・地域別新規入国者数の推移

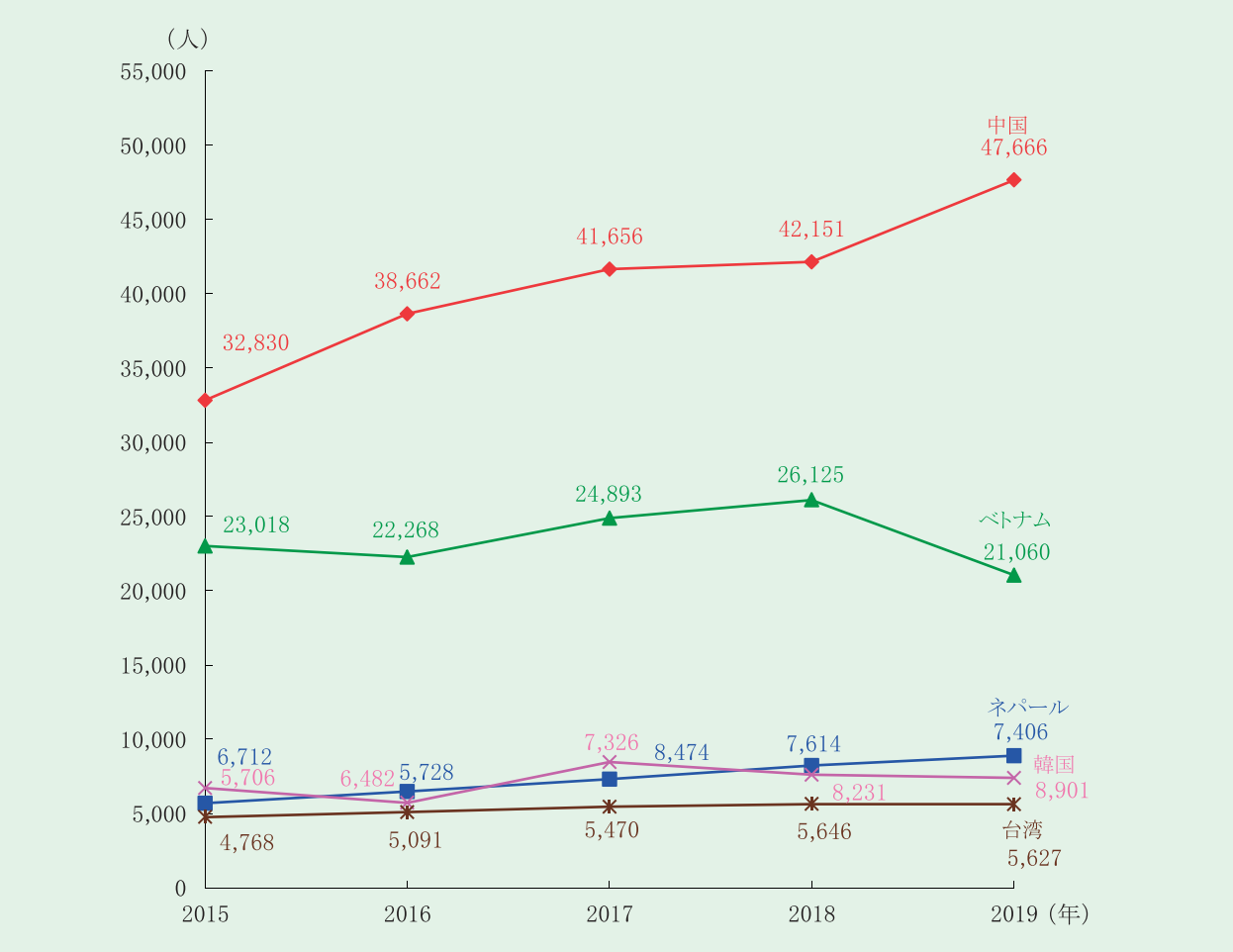

オ　身分又は地位に基づいて入国する外国人（図表10，資料編５統計（１）15－１，16－１）

身分又は地位に基づいて入国する外国人の在留資格には，「日本人の配偶者等」，「永住者の配偶者等」及び「定住者」がある（「永住者」の在留資格は，外国人の入国時点で付与されることはない（入管法第７条第１項第２号）。）。

2019年における「日本人の配偶者等」の在留資格による新規入国者数は１万694人，「永住者の配偶者等」の在留資格は1,990人となっており，2018年と比べ「日本人の配偶者等」は228人（2.2%）増加し，「永住者の配偶者等」は91人（4.4%）減少している。

2019年における「定住者」の在留資格による新規入国者数は１万7,515人で2018年と比べ369人（2.2%）増加している（**図表10**）。

「日本人の配偶者等」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると，ブラジルが2,384人（22.3%）と最も多く，以下，中国2,017人（18.9%），フィリピン1,850人（17.3%）となっている。

また，「定住者」の在留資格による新規入国者数を国籍・地域別に見ると，ブラジルが１万1,657人（66.6%）と最も多く，以下，フィリピン2,345人（13.4%），中国1,508人（8.6%）となっている。

図表10 身分又は地位に基づく在留資格による新規入国者数の推移

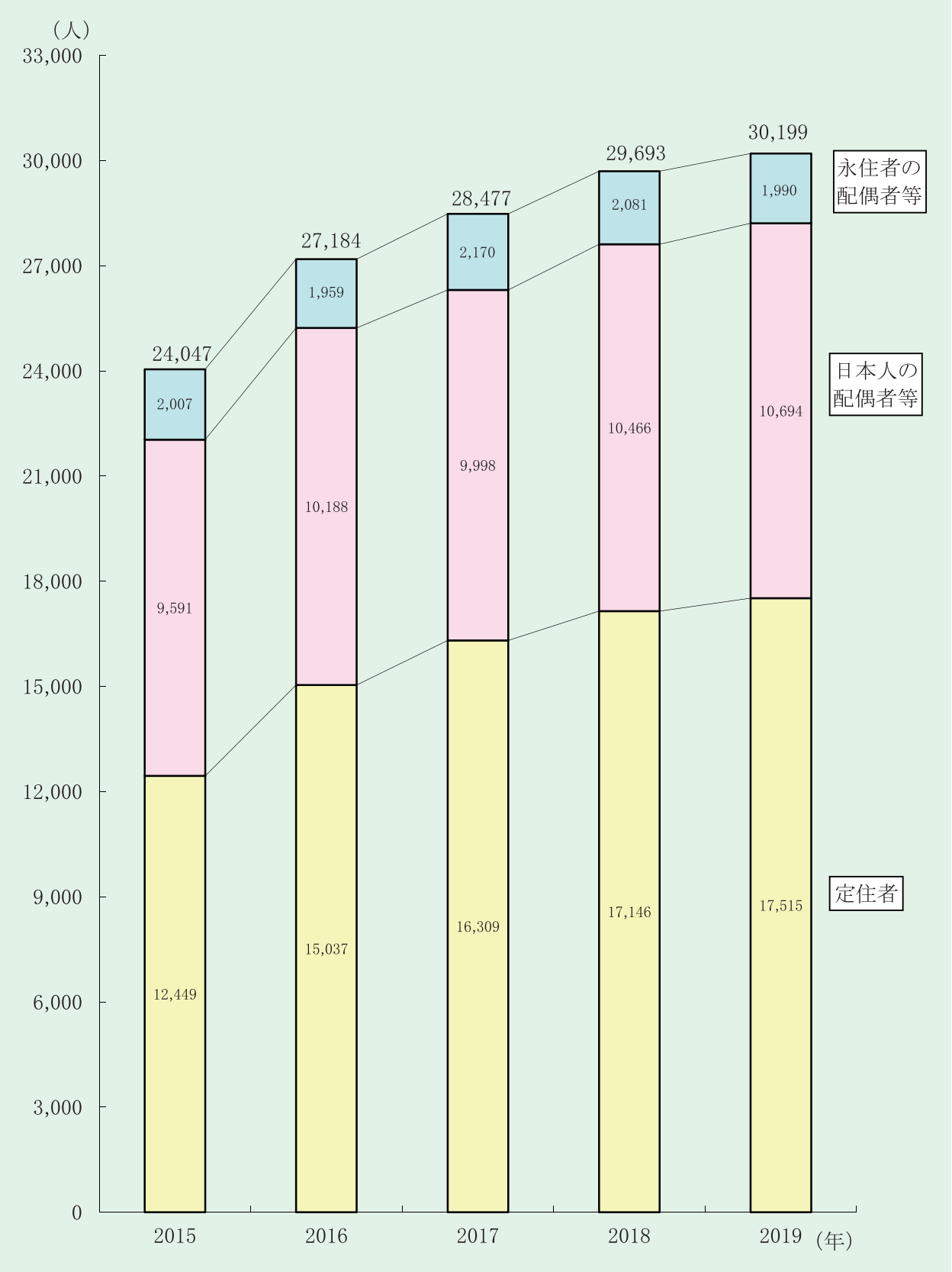

2 特例上陸

2019年における特例上陸の許可をした件数は496万1,505件であり，2018年と比べ40万2,916件（7.5%）減少している。

このうち，乗員上陸許可をした件数は291万3,001件，船舶観光上陸許可をした件数は202万6,307件であり，両方を合わせると特例上陸の許可をした件数全体の99.6%と大部分を占めている（図表11）。

図表11　特例上陸許可件数の推移

（件）

区分＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	3,527,959	4,749,924	5,502,177	5,364,421	4,961,505
寄港地上陸	15,944	16,694	13,217	13,331	13,861
船舶観光上陸	1,071,724	1,936,469	2,449,299	2,337,803	2,026,307
通過上陸	5,150	5,871	4,979	5,235	7,760
乗員上陸	2,434,617	2,790,348	3,034,126	3,007,588	2,913,001
緊急上陸	434	473	464	444	483
遭難上陸	86	68	90	18	92
一時庇護上陸	4	1	2	2	1

以下では，特例上陸の許可を種類別に見ることとする。

（1）寄港地上陸の許可

2019年における寄港地上陸の許可をした件数は１万3,861件であり，2018年と比べ530件（4.0%）増加している。

（2）船舶観光上陸の許可

2019年における船舶観光上陸の許可をした件数は202万6,307件であり，2018年と比べ31万1,496件（13.3%）減少している。

なお，船舶観光上陸許可制度は2015年１月から運用を開始している。

（3）通過上陸の許可

2019年における通過上陸の許可をした件数は7,760件であり，2018年と比べ2,525件（48.2%）増加している。

（4）乗員上陸の許可

2019年における乗員上陸の許可をした件数は291万3,001件であり，2018年と比べ９万4,587件（3.1%）減少している。

（5）緊急上陸の許可

2019年における緊急上陸の許可をした件数は483件であり，2018年と比べ39件（8.8%）増加している。

（６）遭難による上陸の許可

2019年における遭難による上陸の許可をした件数は92件であり，2018年と比べ74件（411％）増加している。

（７）一時庇護のための上陸の許可

2019年における一時庇護のための上陸の許可をした件数は１件であり，2018年と比べ１件（50.0％）減少している。

3 外国人の出国

再入国許可を得て出国する者を除く，いわゆる「単純出国者」数は，2019年では2,808万3,240人となっており，2018年と比べ83万723人（3.0％）増加している。

このうち，滞在期間15日以内の出国者数は2,677万8,686人で，全体の95.4％と大部分を占め，更に，３か月以内の出国者数で見ると2,782万4,650人と，全体の99.1％に及んでいる（**図表12**）。

図表12 滞在期間別外国人単純出国者数の推移

（人）

滞在期間＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	17,506,732	20,808,527	24,770,368	27,252,517	28,083,240
15日以内	16,677,056	19,895,977	23,760,799	26,108,961	26,778,686
15日を超えて１月以内	425,450	483,187	539,458	625,674	737,979
１月を超えて３月以内	238,018	253,698	270,021	286,553	307,985
３月を超えて６月以内	41,322	45,730	50,125	52,501	56,114
６月を超えて１年以内	39,855	41,692	46,094	51,650	57,138
１年を超えて３年以内	63,822	64,029	74,330	87,981	99,183
３年を超える	20,183	23,140	28,332	37,857	44,733
不詳	1,026	1,074	1,209	1,340	1,422

コラム　入管行政の最前線から（出入国審査担当入国審査官の声）
（福岡出入国在留管理局那覇支局審査部門：桝本　勝則）

2014年度に新設された船舶観光上陸許可制度の導入により，本邦へのクルーズ船の寄港は，爆発的な飛躍を見せてきました。その中でも沖縄県には，石垣島から沖縄本島に至る帯状の航路をたどることで，点在する気候・風土の異なる自然豊かな島々を短期間かつ安価に周遊できる魅力があり，また，沖縄県が掲げる「東洋のカリブ構想」と相まって，寄港するクルーズ船は増加の一途であり，2019年には，沖縄県全体で年間574隻ものクルーズ船が寄港しています。近未来には，沖縄県下にクルーズ船の入港可能な岸壁６か所とクルーズ船専用ターミナル５棟が整備され，７隻が同時入港可能となり，これらの出入国審査を那覇支局，嘉手納出張所，石垣港出張所及び宮古島出張所で担うことになります。

船舶観光上陸許可制度は，クルーズ船が入港してから，短時間で何千人もの乗客の入国審査をスムーズに行うためのものですが，入国審査官には「迅速・スムーズな審査」だけではなく，当然に「厳格な審査」も求められます。この相反する対応を両立するために，クルーズ船が外国の港を出港した時点から，乗員・乗客全員の事前審査を行いますが，沖縄はクルーズ船が出港する外国の港から近距離で時間的猶予がないことが多く，事前審査が深夜や早朝にまで及ぶことがあります。また，台風等の自然状況により，沖縄本島と離島間でクルーズ船の寄港先が急きょ変更となる事も多々あることから，審査官の配置や緊急の応援派遣等に那覇支局及び空港を含めた管下全ての出張所が一丸となってフレキシブルに対応しています。

2019年２月以降は，新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により，クルーズ船の寄港は減少しているものの，クルーズ船による周遊のニーズは依然として消滅しておらず，将来的には，１隻の乗客が7,000名を超える大型クルーズ船の入港や那覇港等を起点としたフライ＆クルーズの実施など，クルーズ船の大型化・多様化・分散化への対応，併せて，那覇空港，新石垣空港及び下地島空港（宮古島）と県下３か所における国際航空便への対応など，出入国審査に対応する職員一同，日々研鑽を積み，「One for all, All for one」の精神で臨む所存です。

出入国審査担当入国審査官

第２節 上陸審判状況

1 上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理

上陸口頭審理風景

2019年における口頭審理の新規受理件数（入国審査官が上陸を許可しなかった外国人を特別審理官に引き渡した件数）は１万3,402件であり，2018年と比べ1,646件（14.0％）増加している。

その内訳を見ると，口頭審理に付された外国人の中で最も多いのは，不法就労等の違法な活動が目的であるにもかかわらず観光客等を装い上陸申請に及ぶなどの虚偽申請等（入管法第７条第１項第２号不適合）入国目的に疑義のある事案で，このような事案は2018年より1,554件（17.9％）増加して１万240件となり，新規受理件数の76.4％を占めている。次いで，偽変造旅券を行使して不法入国を企図するなどの有効な旅券・査証を所持していない（入管法第７条第１項第１号不適合）疑いのある事案が2,206件で，2018年と比べ266件（13.7％）増加し，新規受理件数の16.5％を占めている。さらに，上陸拒否事由に該当する（入管法第７条第１項第４号不適合）疑いのある事案は953件で，2018年と比べ175件（15.5％）減少し，新規受理件数の7.1％となっている。また，2007年11月20日から法で義務付けられている入国審査官に対する個人識別情報の提供を拒んだ（入管法第７条第４項該当）事案の2019年における特別審理官への引渡しは，３件であった（**図表13**）。

図表13　上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移

（件）

上陸条件＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	8,166	8,880	9,776	11,756	13,402
偽変造旅券・査証行使等（７条１項１号不適合）	2,015	1,723	1,812	1,940	2,206
虚偽申請等（７条１項２号不適合）	5,034	6,014	6,693	8,686	10,240
申請に係る在留期間不適合（７条１項３号不適合）	—	—	—	—	—
上陸拒否事由該当者（７条１項４号不適合）	1,117	1,141	1,270	1,128	953
個人識別情報提供をしない者（７条４項該当者）	—	2	1	2	3

2019年における口頭審理の処理状況(注)を見ると，口頭審理の結果，上陸のための条件に適合していることが判明して上陸を許可した案件は1,197件で，2018年と比べ63件（5.0％）減少している。

また，口頭審理における特別審理官の上陸のための条件に適合していない旨の認定に服して我が国からの退去を命じられた案件は9,440件で，2018年と比べ1,506件（19.0％）増加している。上陸のための条件に適合していない旨の特別審理官の認定を不服として，法務大臣に対して異議を申し出た案件は2,103件で，2018年と比べ192件（10.0％）増加している（**図表14**）。

図表14　口頭審理の処理状況の推移

（件）

区分＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	8,164	8,875	9,770	11,763	13,409
上陸許可	1,627	1,740	1,421	1,260	1,197
退去命令	3,692	4,846	5,986	7,934	9,440
異議の申出	2,374	1,827	1,770	1,911	2,103
上陸申請取下げ	391	363	481	585	581
その他	80	99	112	73	88

（注）「その他」は，事件を他の地方出入国在留管理官署に移管した数及び申請人が口頭審理中に申請中のまま出国等したため事件が終止・中止となった数等である。

（注）上陸条件別口頭審理の新規受理件数の推移（図表13）の総数と口頭審理の処理状況の推移（図表14）の総数が一致しない部分があるのは，例えば，年末に入国審査官から特別審理官に引き渡された場合など，事案によって口頭審理の処理までに年を越えることがあるためである。

2 被上陸拒否者

被上陸拒否者とは，①口頭審理の結果，我が国からの退去を命じられた者，②法務大臣に対する異議の申出の結果，我が国からの退去を命じられた者などである。

2019年における被上陸拒否者数は１万647人で，2018年と比べ1,468人（16.0％）増加している。

被上陸拒否者数を国籍・地域別に見ると，中国3,765人（35.4％），タイ1,398人（13.1％），トルコ925人（8.7％）の順となっており，上位３か国で全体の57.2％を占めている（**図表15**）。このうち，中国が大幅に増加しているのは，2017年５月に開始された査証発給要件緩和措置により，査証発給対象者が拡大されたことの影響と思われる。

図表15 主な国籍・地域別被上陸拒否者数の推移

3 上陸特別許可

法務大臣が2019年に上陸を特別に許可した件数は1,584件で，2018年と比べ251件（18.8％）増加している（図表16）。

図表16 上陸審判の異議申出と裁決結果の推移

（件）

区分＼年			2015	2016	2017	2018	2019
異議の申出(注)			2,386	1,845	1,781	1,919	2,120
裁決結果	理由あり(上陸許可)		15	12	4	5	2
	理由なし	退去	348	347	439	404	375
		上陸特別許可	1,946	1,418	1,241	1,333	1,584
取下げ			59	57	89	160	152
未済			18	11	8	17	7

（注） 異議の申出件数には前年未済の件数を含む。

第３節 入国事前審査状況

1 査証事前協議

査証事前協議の処理件数は，2019年は4,634件で，2018年と比べ702件（13.2％）減少している。

2 在留資格認定証明書

在留資格認定証明書交付申請の処理件数は，2019年は59万1,858件で，2018年と比べ５万8,290件（10.9％）増加している。

なお，査証事前協議と在留資格認定証明書の審査を合わせて入国事前審査というが，近年，在留資格認定証明書交付申請処理件数は一貫して入国事前審査処理件数全体の大部分を占めている（図表17）。

図表17 入国事前審査処理件数の推移

（件）

区分＼年	2015	2016	2017	2018	2019
査証事前協議	6,307	6,614	7,875	5,336	4,634
在留資格認定証明書交付申請	384,582	418,764	481,120	533,568	591,858

第２章　日本人の出帰国の状況

第１節　出国者

1　総数

2019年における日本人出国者数は2,008万669人と，2018年と比べ112万6,638人（5.9%）増加している（図表18）。

図表18　日本人出国者数の推移

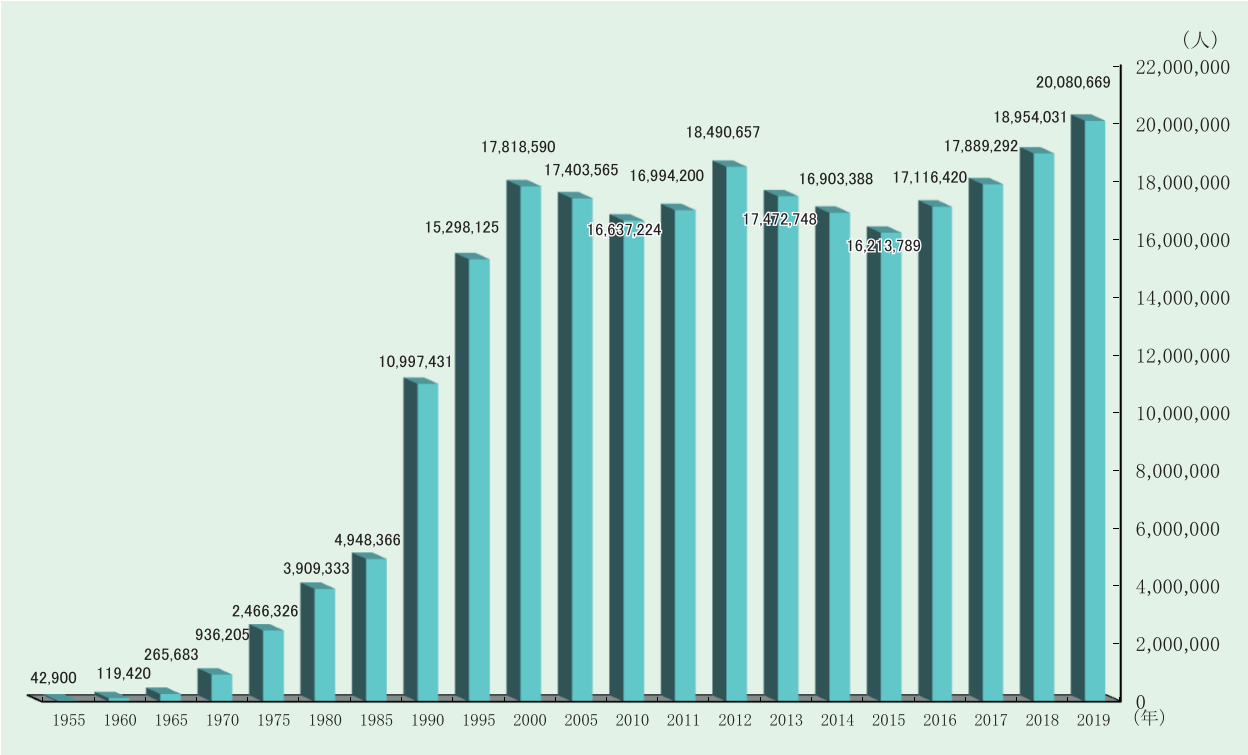

2　男女別・年齢別

2019年における日本人出国者数を男女別に見ると，男性が1,061万9,706人，女性が946万963人で，男性が全体の52.9%，女性が47.1%となっている。この男女比率は2001年以降大きな変動はなく，男性の占める割合が女性を上回っている。

年齢別に見ると，40歳代が388万9,682人で出国者数全体の19.4%を占めており，以下，20歳代379万8,457人（18.9%），50歳代358万4,848人（17.9%），60歳以上345万1,910人（17.2%），30歳代330万8,424人（16.5%）の順となっている。

それぞれの年齢別の男女比率を見ると，20歳未満の年代及び20歳代は女性の割合が男性のそれを上回り，特に，20歳代は女性の占める比率が64.4%と極めて高くなっているが，これら以外の年代は，男性の出国者数の割合が女性のそれを上回っている（図表19）。

図表19 男女別・年齢別日本人出国者数（2019年）

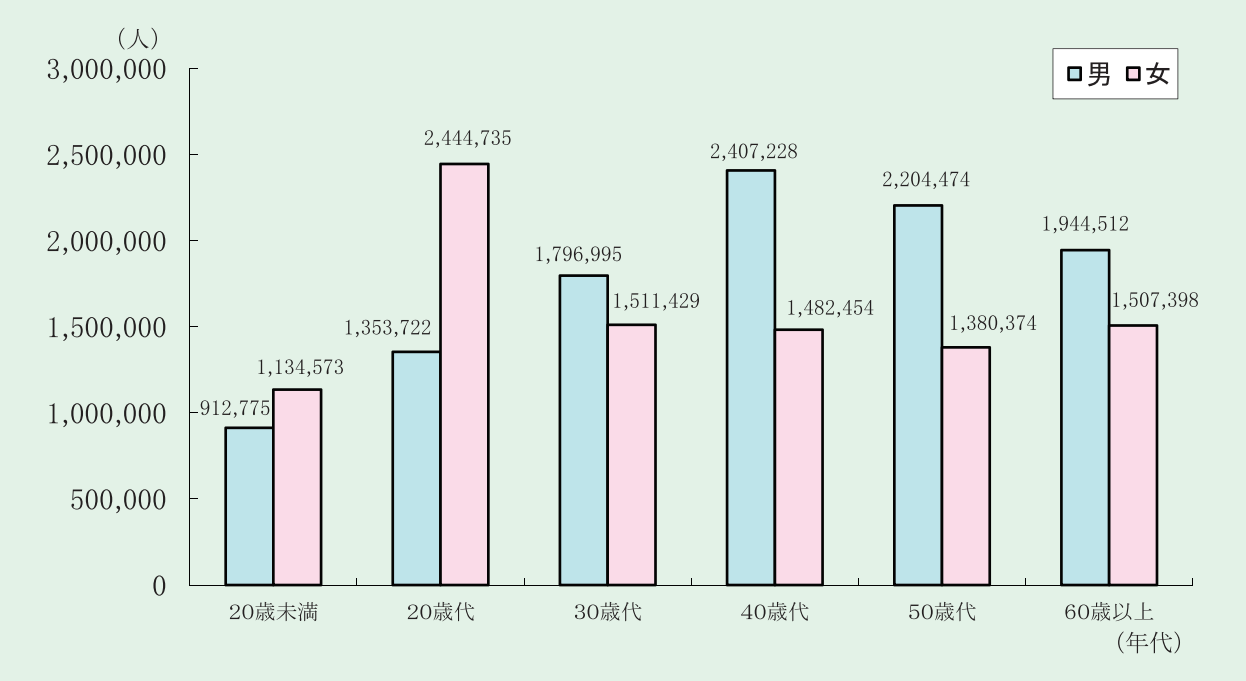

3 空港・海港別

2019年における日本人出国者数について，出国した空海港別に見ると，空港を利用した出国者数は1,986万4,333人で全体の98.9％を占めており，空港を利用した外国人の入国者数3,064万4,262人（98.3％）と比べても，空港利用者の割合が高くなっている。

2019年中に空港を利用した日本人出国者について見ると，成田空港の利用者数が733万3,263人で空港からの出国者数全体の36.9％，羽田空港の利用者数が490万7,934人で24.7％，関西空港の利用者が397万4,123人で20.0％となっており，これら３空港で空港からの出国者数全体の81.6％を占めている。

一方，2019年中に海港を利用した日本人出国者について見ると，博多港利用者数が５万1,269人で海港からの出国者数全体の23.7％を占めており，次いで，金沢港が２万3,727人（11.0％），横浜港が２万1,746人(10.1％)となっており，これら３海港で海港からの出国者数全体の44.7％を占めている。また，これら３海港以下は，関門（下関）港が１万3,113人（6.1％），神戸港が１万2,155人（5.6％）と続いている。

第２節　帰国者

空港帰国確認風景

2019年における日本人帰国者数は2,003万55人であり，これを出国後の国外滞在期間別に見ると，出国後１か月以内に帰国した人数が1,835万7,814人で全体の91.7％を占めており，このうち10日以内に帰国した人数は1,675万8,482人で，出国後１か月以内に帰国した日本人の91.3％を占めている。

これは，日本人海外渡航者の多くが観光，ビジネス目的という比較的短期間の用務で出国し，速やかに帰国しているためと考えられる。この傾向は近年続いており，大きな変化は認められない（図表20）。

図表20　滞在期間別日本人帰国者数の推移

（人）

滞在期間＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	16,258,889	17,088,252	17,876,453	18,908,954	20,030,055
５日以内	9,126,508	10,067,736	10,590,134	11,396,585	12,150,774
５日を超えて10日以内	4,033,466	3,905,780	4,106,292	4,295,947	4,607,708
10日を超えて20日以内	1,086,094	1,067,194	1,116,348	1,143,763	1,182,976
20日を超えて１月以内	402,491	409,434	412,805	410,416	416,356
１月を超えて３月以内	670,011	678,113	686,350	693,432	688,694
３月を超えて６月以内	387,233	393,187	400,249	402,650	412,104
６月を超えて１年以内	305,442	307,247	310,126	313,425	318,140
１年を超えて３年以内	135,515	129,203	122,306	123,677	123,794
３年を超える	13,161	12,800	10,610	9,193	8,405
不詳	98,968	117,558	121,233	119,866	121,104

第３章 外国人の在留の状況

第１節 在留外国人数

1 在留外国人数

外国人入国者数が外国人の「フロー」に関する統計であるとすると，在留外国人数は，ある時点において外国人がどれだけ在留しているかを示す「ストック」に関する統計と言える。

我が国における2019年末現在の中長期在留者（後記資料編１第４節１参照）数は262万636人，特別永住者数は31万2,501人で，これらを合わせた在留外国人数は293万3,137人であり，2018年末現在と比べ20万2,044人（7.4%）増加している。

また，2019年末現在における在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は，我が国の総人口１億2,616万人（2019年10月１日現在人口推計（総務省統計局））に対し2.32%となっており，2018年末の2.16%と比べ0.16ポイント高くなっている（図表21）。

図表21 在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移

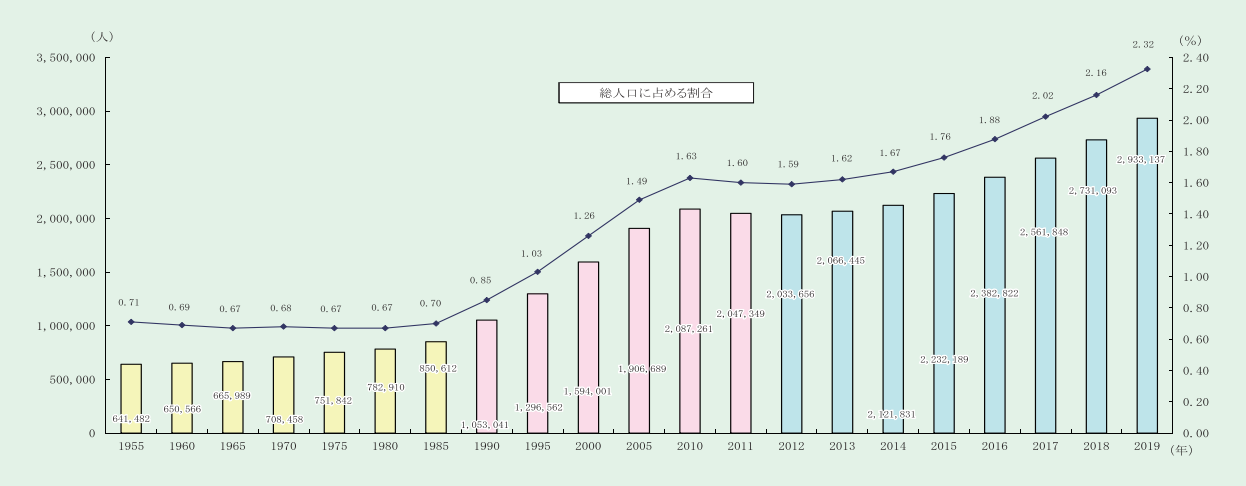

（注１） 本数値は，各年12月末現在の統計である。
（注２） 1985年末までは，外国人登録者数，1990年末から2011年末までは，外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数，2012年末以降は，中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。
（注３） 「我が国の総人口に占める割合」は，総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月１日現在の人口を基に算出した。

2 国籍・地域別

2019年末現在における在留外国人数について国籍・地域別に見ると，中国が81万3,675人で全体の27.7%を占め，以下，韓国44万6,364人（15.2%），ベトナム41万1,968人（14.0%），フィリピン28万2,798人（9.6%），ブラジル21万1,677人（7.2%）の順となっている。

年別の在留外国人数の推移を見ると，中国は増加傾向にあり，2019年末は2018年末と比べ４万8,955人（6.4%）の増加となった。また，韓国は減少傾向にあり，2019年末は2018年末と比べ3,270人（0.7%）の減少となった。このほか，ベトナムは2010年末以降増加傾向が続いており，2019年末は2018年末と比べ８万1,133人（24.5%）増と大幅に増加しており，フィリピンは2019年末は2018年末と比べ１万1,509人（4.2%）増加している。また，ブラジルは2007年末に

ピークとなって以来減少傾向が続いていたが，2016年末以降増加傾向にあり，2019年末は2018年末と比べ9,812人（4.9%）増加している（**図表22**）。

図表22　主な国籍・地域別在留外国人数の推移

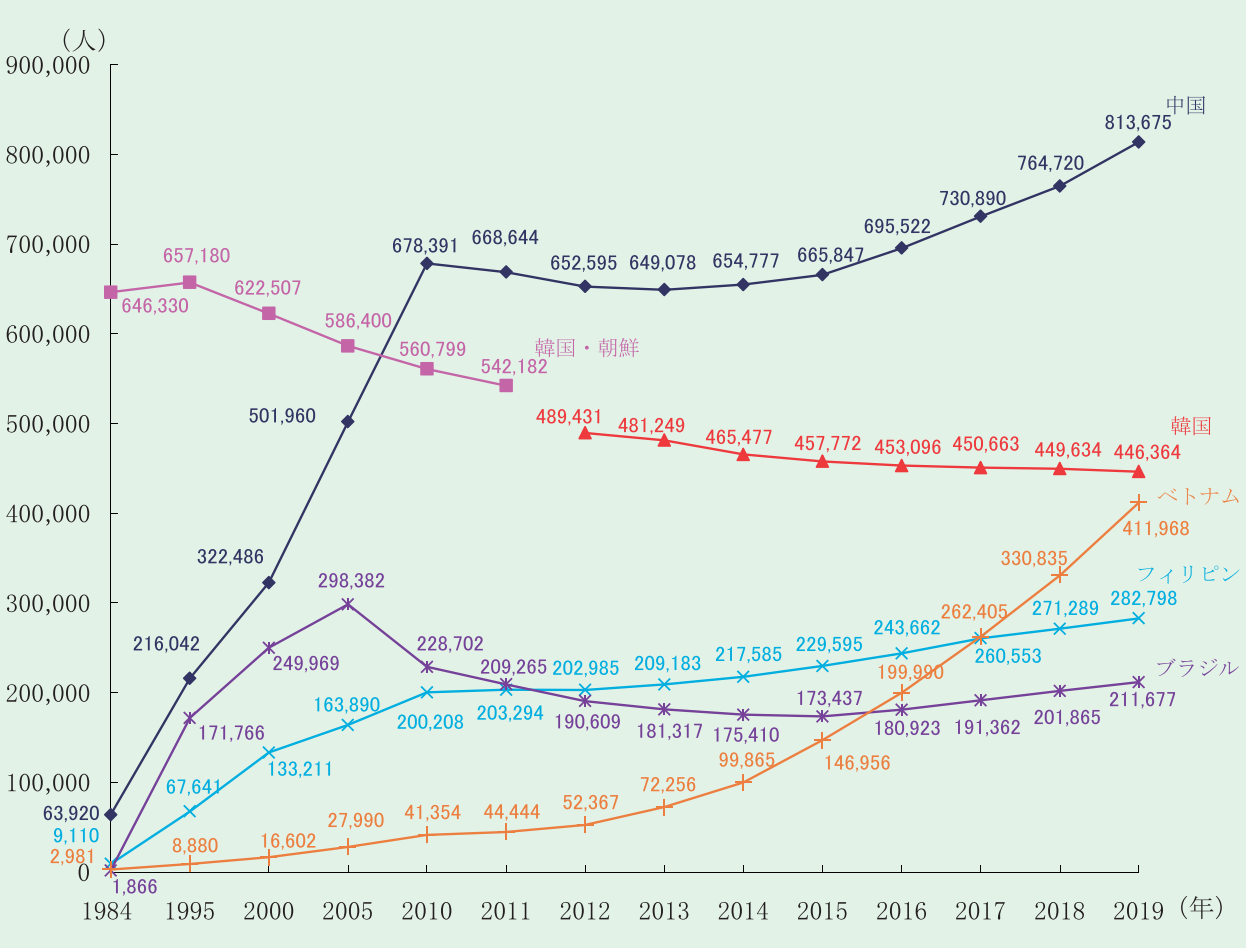

（注１）　2011年末までは外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数，2012年末以降は中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。
（注２）　2011年末までの「中国」は台湾を含んだ数であり，2012年末以降の「中国」は台湾のうち，既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カード及び特別永住者証明書の交付を受けた人を除いた数である。
（注３）　2011年末の統計までは，韓国と朝鮮を合わせて「韓国・朝鮮」として計上していたが，2012年末の統計からは，「韓国」と「朝鮮」を分けて計上している。

3　目的（在留資格）別

（１）「永住者」・「特別永住者」（資料編５統計（１）14）

2019年末現在の在留外国人数のうち最も多いのは，「永住者」（特別永住者を除く。）で，2018年末と比べ２万1,596人（2.8%）増の79万3,164人であり，全体の27.0%を占めている（**図表23**）。

図表23 在留の資格別在留外国人数の推移

（人）

在留の資格＼年		2015	2016	2017	2018	2019
総数		2,232,189	2,382,822	2,561,848	2,731,093	2,933,137
中長期在留者	教授	7,651	7,463	7,403	7,360	7,354
	芸術	433	438	426	461	489
	宗教	4,397	4,428	4,402	4,299	4,285
	報道	231	246	236	215	220
	高度専門職１号イ	297	731	1,194	1,576	1,884
	高度専門職１号ロ	1,144	2,813	6,046	8,774	11,886
	高度専門職１号ハ	51	132	257	395	570
	高度専門職２号	16	63	171	316	584
	経営・管理	18,109	21,877	24,033	25,670	27,249
	法律・会計業務	142	148	147	147	145
	医療	1,015	1,342	1,653	1,936	2,269
	研究	1,644	1,609	1,596	1,528	1,480
	教育	10,670	11,159	11,524	12,462	13,331
	技術・人文知識・国際業務	137,706	161,124	189,273	225,724	271,999
	企業内転勤	15,465	15,772	16,486	17,328	18,193
	介護			18	185	592
	興行	1,869	2,187	2,094	2,389	2,508
	技能	37,202	39,756	39,177	39,915	41,692
	特定技能１号					1,621
	特定技能２号					—
	技能実習１号イ	4,815	4,943	5,971	5,128	4,975
	技能実習１号ロ	87,070	97,642	118,101	138,249	164,408
	技能実習２号イ	2,684	3,207	3,424	3,712	4,268
	技能実習２号ロ	98,086	122,796	146,729	173,873	210,965
	技能実習３号イ			—	220	605
	技能実習３号ロ			8	7,178	25,751
	文化活動	2,582	2,704	2,859	2,825	3,013
	留学	246,679	277,331	311,505	337,000	345,791
	研修	1,521	1,379	1,460	1,443	1,177
	家族滞在	133,589	149,303	166,561	182,452	201,423
	特定活動	37,175	47,039	64,776	62,956	65,187
	永住者	700,500	727,111	749,191	771,568	793,164
	日本人の配偶者等	140,349	139,327	140,839	142,381	145,254
	永住者の配偶者等	28,939	30,972	34,632	37,998	41,517
	定住者	161,532	168,830	179,834	192,014	204,787
特別永住者		348,626	338,950	329,822	321,416	312,501

（注１） 2017年９月１日から在留資格「介護」が新設された。
（注２） 2017年11月１日から在留資格「技能実習３号（イ及びロ）」が新設された。
（注３） 2019年４月１日から在留資格「特定技能１号」及び「特定技能２号」が新設された。

「永住者」については，2015年末から2019年末までの推移を見ると一貫して増加しており，2019年末には，2015年末の70万500人と比べ９万2,664人（13.2％）増加している。

また，「永住者」を国籍・地域別に見ると，2019年末では，中国が27万3,776人と最も多く，以下，フィリピン，ブラジル，韓国，ペルーの順となっている。

一方，2006年まで最大構成比を占めていた特別永住者数は，年々減少しており，在留外国人数に占める割合も，それに伴い減少し，2019年末では10.7％となっている。より長期的な期間の推移を見ると，「特別永住者」の地位に相当する外国人の割合は，戦後間もなくから昭和30年代までは90％近くを占めていたが，「特別永住者」の数自体が減少していることに加え，様々な目的を持って新たに来日した外国人（いわゆるニューカマー）の増加により，在留外国人全体に占める割合が低下傾向にあり，日本社会における在留外国人をめぐる状況の変遷を如実に表している。

（２）専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人

2019年末現在の専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格（入管法別表第１の１の表及び２の表に掲げる在留資格のうち，「外交」，「公用」及び「技能実習」を除く。）を持つ中長期在留者数は2018年末と比べ５万6,050人（16.0％）増の40万6,730人（13.9％）で，2012年末以降増加傾向が続いている（**図表24**）。

図表24 専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による中長期在留者数の推移

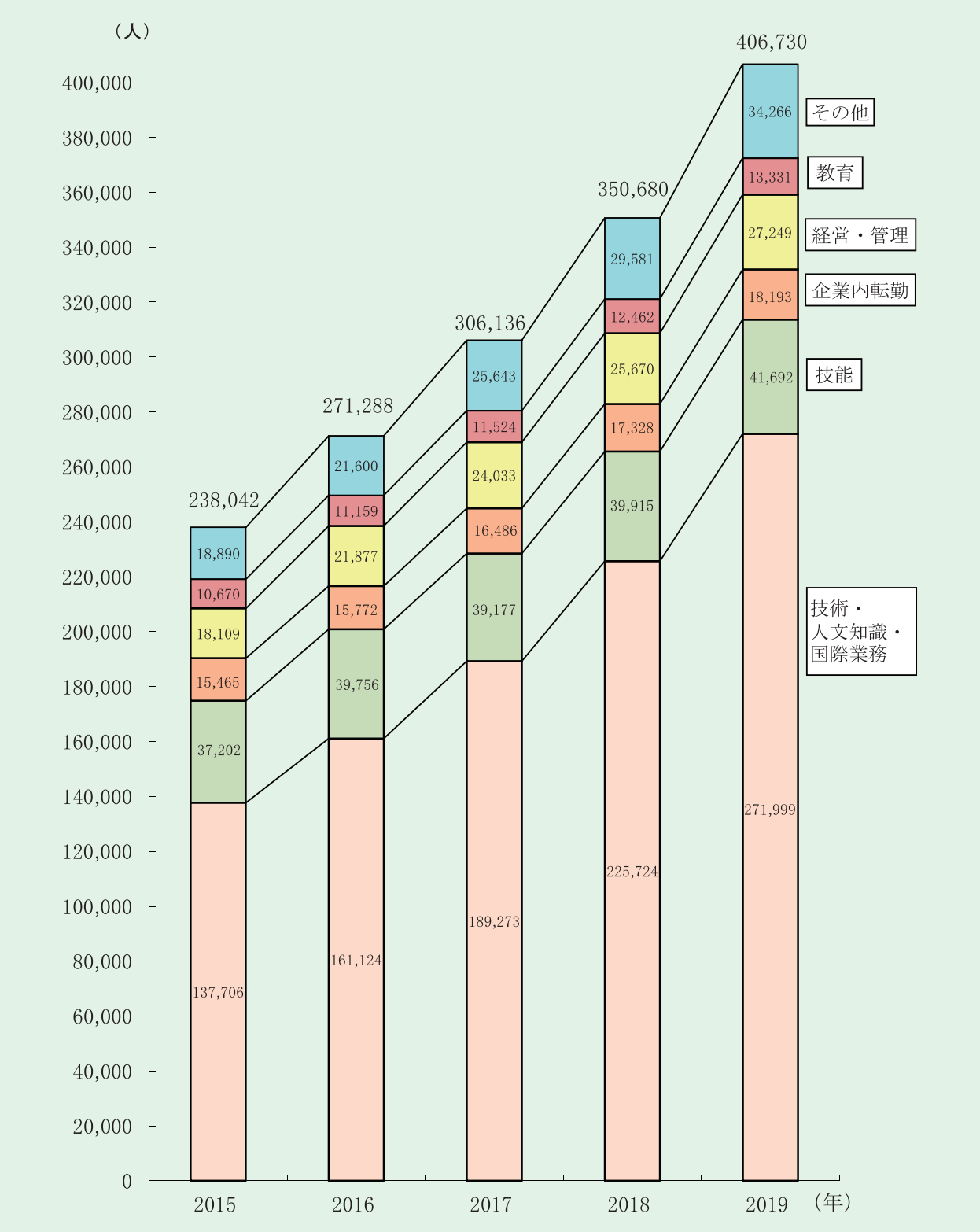

（注１） 法別表第１の１の表及び２の表のうち，「外交」，「公用」及び「技能実習」を除く。

（注２） 平成28年版に掲載している本表「専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による中長期在留者数の推移」の平成27（2015）年の「総数」及び「その他」について，以下のとおり誤った数値（人数）が掲載されていますのでご注意願います。

（正）平成27（2015）年 総数：238,042 その他：18,890

（誤）平成27（2015）年 総数：236,534 その他：17,382

以下，就労を目的とする外国人のうち，特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする。

ア　「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」（資料編５統計（１）３－２，４－２）

一般企業で就労する外国人社員に相当する「技術・人文知識・国際業務」又は「企業内転勤」の在留資格による中長期在留者数は，2019年末現在，「技術・人文知識・国際業務」が27万1,999人，「企業内転勤」が１万8,193人であり，2018年末と比べ，それぞれ４万6,275人（20.5%），865人（5.0%）増加し，専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の中長期在留者総数に対して占める割合は，それぞれ66.9%，4.5%となっている。

「技術・人文知識・国際業務」の在留資格による中長期在留者を国籍・地域別に見ると，中国が９万766人（33.4%）と最も多く，以下，ベトナム５万1,713人（19.0%），韓国２万7,388人（10.1%），台湾１万4,140人（5.2%）の順となっている。

さらに，「企業内転勤」の在留資格による中長期在留者を国籍・地域別に見ると，中国が6,129人（33.7%）と最も多く，以下，フィリピン1,658人（9.1%），韓国1,539人（8.5%）の順となっている。

イ　「技能」（資料編５統計（１）６－２）

外国特有の産業分野における熟練した職人等に付与される「技能」の在留資格による中長期在留者数は，2019年末現在で４万1,692人であり，2018年末と比べ1,777人（4.5%）増加している。

「技能」の在留資格による中長期在留者について国籍・地域別に見ると，中国が１万6,763人（40.2%）と最も多く，以下，ネパール１万2,679人（30.4%），インド5,603人（13.4%），タイ1,283人（3.1%）の順となっている。

ウ　「特定技能１号」（資料編５統計（１）７－２）

2019年４月１日に新設された「特定技能１号」の在留資格による中長期在留者数は，2019年末現在で1,621人であった。

「特定技能１号」の在留資格による中長期在留者の国籍・地域別の内訳は，ベトナムが901人（55.6%）と最も多く，以下，インドネシア189人（11.7%），フィリピン111人（6.8%），ミャンマー及び中国がそれぞれ100人（6.2%）の順となっている。

（３）「技能実習」（資料編５統計（１）８－２，９，10－２）(注)

2019年末現在における「技能実習１号」の在留資格による中長期在留者数は16万9,383人で，2018年末と比べ２万6,006人（18.1%）増加している。これを国籍・地域別に見ると，ベトナムが９万776人で全体の53.6%を占めており，以下，中国３万2,489人（19.2%），インドネシア１万5,419人（9.1%），フィリピン１万3,271人（7.8%）と続いている。

2019年末現在における「技能実習２号」の在留資格による中長期在留者数は21万5,233人で，2018年末と比べ３万7,648人（21.2%）増加している。これを国籍・地域別に見ると，ベトナムが11万3,810人で全体の52.9%を占めており，以下，中国４万5,412人（21.1%），フィリピン１万9,358人（9.0%），インドネシア１万8,054人（8.4%）の順となっている。

また，2017年11月１日に在留資格「技能実習３号」が新設されたところ，2019年末における同在留資格による中長期在留者数は２万6,356人で，これを国籍・地域別に見ると，ベトナムが１万4,141人で全体の53.7%を占めており，以下，中国4,469人（17.0%），フィリピン3,245人（12.3%），インドネシア1,931人（7.3%）となっている。

（注）　「技能実習１号」は「技能実習１号イ」及び「技能実習１号ロ」を，「技能実習２号」は「技能実習２号イ」及び「技能実習２号ロ」を，また，「技能実習３号」は「技能実習３号イ」及び「技能実習３号ロ」をそれぞれ合算した数である。

（４）「留学」（資料編５統計（１）11－２）

2019年末現在における「留学」の在留資格による中長期在留者数は，34万5,791人で，2018年末と比べ8,791人（2.6%）増加しており，在留外国人数全体の11.8%を占めている。これを国籍・地域別に見ると，中国が14万4,264人で全体の41.7%を占めており，これにベトナムが７万9,292人（22.9%）で続いている。

（５）身分又は地位に基づいて在留する外国人（資料編５統計（１）15－２，16－２）

2019年末現在における「日本人の配偶者等」の在留資格による中長期在留者数は14万5,254人で，在留外国人全体の5.0%を占めており，2018年末と比べ2,873人（2.0%）増加している。

これを国籍・地域別に見ると，中国が３万321人で全体の20.9%を占めており，以下，フィリピン２万6,699人（18.4%），ブラジル１万8,427人（12.7%）の順となっている。

2019年末現在における「定住者」の在留資格による中長期在留者数は20万4,787人で在留外国人全体の7.0%を占めており，2019年末は2018年末と比べ１万2,773人（6.7%）増加している。

これを国籍・地域別に見ると，ブラジルが７万3,536人で全体の35.9%を占めており，以下，フィリピンが５万4,359人（26.5%），中国が２万8,822人（14.1%）と続いている。

第２節 在留審査の状況

在留審査業務関係諸申請の許可総数は，2019年は，2018年と比べ９万6,160件（7.3%）増加し，142万31件となった（図表25）。

図表25 在留審査業務許可件数の推移

（件）

区分＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	953,906	1,042,879	1,188,257	1,323,871	1,420,031
在留資格変更	159,235	180,480	215,599	325,149	269,153
在留期間更新	487,440	532,800	610,924	603,043	743,254
永住	39,726	35,595	28,869	31,451	32,150
特別永住	94	84	73	75	63
在留資格取得	9,862	12,010	12,976	13,188	14,469
再入国	37,835	31,553	35,310	37,030	38,232
資格外活動	219,714	250,357	284,506	313,935	322,710

（注１）「永住」は，入管法第22条による永住許可件数である。
（注２）「特別永住」は，入管特例法第５条に基づく特別永住許可件数である。
（注３）「在留資格取得」は，入管法第22条の２による永住許可を含む。
（注４）平成28年版に掲載している本表「在留審査業務許可件数の推移」の平成27（2015）年の「総数」，「永住」及び「特別永住」について，以下のとおり誤った数値（件数）が掲載されていますのでご注意願います。
（正）平成27（2015）年　総数：953,906　永住：39,726　特別永住：94
（誤）平成27（2015）年　総数：954,004　永住：39,820　特別永住：98

在留審査窓口風景

1 在留資格の変更許可

2019年に在留資格変更許可をした件数は26万9,153件で，2018年と比べ５万5,996件（17.2%）減少している。

（1）留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可

我が国の大学・専門学校等で学ぶ外国人は，「留学」の在留資格により在留しているが，これらの中には，勉学終了後，我が国の企業等への就職を目的として引き続き在留を希望する者も少なくない。

2019年に就職を目的として在留資格変更の許可をした数は３万947人で，2018年と比べ5,005人（19.3%）増加している。2003年以降一貫して増加傾向にあったところ，世界的な不況の影響を受け，2008年をピークに減少に転じたが，その後，順調に回復し，2019年には過去最高を更新している。

在留資格別に見ると，「技術・人文知識・国際業務」の在留資格への変更許可をした数が２万8,595人（92.4%）で最も多く，2018年と比べ4,407人（18.2%）増加している（**図表26**）。

図表26 在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移

（人）

在留資格＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	15,657	19,435	22,419	25,942	30,947
技術・人文知識・国際業務	13,791	17,353	20,486	24,188	28,595
教授	684	598	626	538	640
経営・管理	682	916	712	560	500
特定活動	22	19	36	14	316
医療	234	257	254	246	280
介護			18	83	173
教育	73	87	93	137	166
高度専門職	17	27	43	65	156
研究	102	87	102	85	81
芸術	18	3	9	2	13
宗教	20	14	25	15	10
その他	14	74	15	9	17

国籍・地域別に見ると，中国が１万1,580人と全体の37.4％を占め，次いでベトナム7,030人（22.7％），ネパール3,591人（11.6％）の順となっている（**図表27**）。

図表27 国籍・地域別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人員の推移

（人）

国籍・地域＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	15,657	19,435	22,419	25,942	30,947
中国	9,847	11,039	10,326	10,886	11,580
ベトナム	1,153	2,488	4,633	5,244	7,030
ネパール	503	1,167	2,026	2,934	3,591
韓国	1,288	1,422	1,487	1,575	1,663
台湾	649	689	810	1,065	1,259
スリランカ	121	177	242	432	704
ミャンマー	160	183	212	348	593
インドネシア	147	214	253	362	469
バングラデシュ	64	90	110	233	467
フィリピン	126	168	230	319	447
その他	1,599	1,798	2,090	2,544	3,144

（注） 表中「中国」には台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

（２）「技能実習２号」及び「技能実習３号」への在留資格変更許可

技能実習制度は，外国人が，雇用関係の下で技能等を修得することができるようにし，技術移転と人材の養成をより効果的に行うことによる国際貢献を目的として1993年に創設された制度である。

技能実習制度については，2017年11月１日に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）に基づき新たな制度に移行しているところ，技能実習法施行前の旧制度においても，現行制度と同様，「技能実習１号」により修得した技能等に更に習熟するため，既に修得した技能等を要する業務に従事する場合には，「技能実習２号」への在留資格変更許可が必要とされていた。

「技能実習２号」の対象となる技能等については，公的に評価ができ，かつ，技能実習生送出し国のニーズにも合致するものが対象となる。具体的には，2020年５月13日現在で，国家試験である技能検定基礎級の評価制度が整備されている型枠施工，機械加工等55職種及び国家試験ではないが厚生労働省人材開発統括官が認定した公的な評価システムが整備されている溶接，紡績運転等27職種の合計82職種となっている。

2019年中の「技能実習２号」への在留資格変更許可数は2018年と比べ４万7,634人（26.4%）減少し，13万2,841人となっている。

また，「技能実習２号」への在留資格変更の許可を受けた者について国籍・地域別に見ると，ベトナム７万1,275人（53.7%），中国２万7,440人（20.7%），インドネシア１万1,455人（8.6%），フィリピン１万986人（8.3%），ミャンマー3,715人（2.8%）の順となっている（**図表28**）。

また，現行制度においては，「技能実習２号」を修了した者が技能等に熟達するための在留資格として，「技能実習３号」が設けられており，優良な監理団体・実習実施者に限り受入れが可能となっている（対象となる技能等は，2020年10月１日現在で，合計75職種）。

2019年中の「技能実習３号」への在留資格変更許可数は，2018年と比べ2,980人（174.5%）増加し，4,688人となっている。

また，「技能実習３号」への在留資格変更許可を受けた者について国籍・地域別に見ると，ベトナム2,573人（54.9%），フィリピン669人（14.3%），中国631人（13.5%），ミャンマー261人（5.6%），インドネシア254人（5.4%）の順となっている（**図表29**）。

2019年度に認定を受けた技能実習計画を職種別に見た場合，技能実習２号はそう菜製造業，耕種農業，溶接が，技能実習３号は婦人子供服製造，そう菜製造業，耕種農業が多い（**図表30，31**）。

図表28　国籍・地域別「技能実習２号」への在留資格変更許可人員の推移

（人）

国籍・地域＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	63,924	77,550	89,281	180,475	132,841
ベトナム	17,574	29,494	39,944	86,892	71,275
中国	32,135	27,947	25,749	46,325	27,440
インドネシア	5,133	7,978	6,868	17,994	11,455
フィリピン	5,389	6,297	8,758	14,039	10,986
ミャンマー	404	1,397	2,146	4,571	3,715
その他	3,289	4,437	5,816	10,654	7,970

（注１）　表中「中国」には台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。
（注２）　「技能実習2号」への在留資格変更許可人員には，「技能実習１号」からの在留資格変更許可を受けた者に加え，「技能実習１号」以外の在留資格から「技能実習２号」への在留資格変更許可を受けた者も含まれる。また，2017年及び2018年の在留資格変更許可数には技能実習法の施行に伴う旧制度の「技能実習２号」から新制度の「技能実習２号」への在留資格変更許可を受けた者も含まれる。
（注３）　2019年版に掲載されている数値は，（注２）の在留資格変更許可件数を含まない数である。

図表29 国籍・地域別「技能実習３号」への在留資格変更許可人員の推移

（人）

国籍・地域＼年	2017	2018	2019
総数	—	1,708	4,688
ベトナム	—	961	2,573
フィリピン	—	222	669
中国	—	243	631
ミャンマー	—	49	261
インドネシア	—	119	254
その他	—	114	300

（注１） 表中「中国」には台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。
（注２） 2017年11月１日から在留資格「技能実習３号（イ及びロ）」が新設されたが，2017年中に「技能実習３号」への在留資格変更許可を受けた者はいなかった。
（注３） 2019年版に掲載されている「技能実習３号」への在留資格変更許可人員数は，「技能実習２号」から「技能実習３号」への在留資格変更許可件数であるが，本図表は「技能実習２号」以外の在留資格から「技能実習３号」への在留資格変更許可件数も含む。

図表30 職種別「第２号技能実習」に係る技能実習計画認定件数（2019年度）

（件）

職種	
総数	150,274
そう菜製造業	14,464
耕種農業	11,836
溶接	10,008
とび	8,403
プラスチック成形	7,754
婦人子供服製造	6,944
機械加工	6,109
塗装	4,992
非加熱性水産加工食品製造業	4,879
電子機器組立て	4,619
その他	70,266

図表31　職種別「第３号技能実習」に係る技能実習計画認定件数（2019年度）

（件）

職種	
総数	25,842
婦人子供服製造	2,733
そう菜製造業	2,485
耕種農業	1,547
溶接	1,539
とび	1,501
プラスチック成形	1,113
非加熱性水産加工食品製造業	1,102
塗装	1,001
鉄筋施工	932
型枠施工	779
その他	11,110

（３）「特定技能１号」及び「特定技能２号」への在留資格変更許可

2019年４月１日から，「特定技能１号」及び「特定技能２号」の運用が開始されたところ，2019年中の「特定技能１号」への在留資格変更許可数は1,062人となっている。

また，「特定技能１号」への在留資格変更の許可を受けた者について国籍・地域別に見ると，ベトナム600人（56.5%），フィリピン110人（10.4%），中国95人（8.9%），インドネシア77人（7.3%），ミャンマー63人（5.9%）の順となっている（**図表32**）。

なお，「特定技能２号」に係る同件数は０件である。

図表32　国籍・地域別「特定技能１号」への在留資格変更許可人員の推移

（人）

国籍・地域＼年	2019
総数	1,062
ベトナム	600
フィリピン	110
中国	95
インドネシア	77
ミャンマー	63
その他	117

（注１）　表中「中国」には台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。
（注２）　2019年４月１日から在留資格「特定技能１号」及び「特定技能２号」が新設された。

2　在留期間の更新許可

2019年に在留期間更新許可をした件数は74万3,254件で，2018年と比べ14万211件（23.3%）増加している。

3 永住許可

2019年中に永住許可をした件数は３万2,150件で，2018年と比べ699件（2.2%）増加している（図表33）。

図表33 国籍・地域別永住許可件数の推移

（件）

国籍・地域＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	39,726	35,595	28,869	31,451	32,150
中国	16,635	15,285	12,816	14,626	15,542
フィリピン	5,455	4,795	3,549	3,077	2,998
韓国	2,978	2,731	2,241	2,742	2,521
ブラジル	4,822	3,866	2,716	2,255	2,318
ベトナム	967	994	873	1,343	1,405
その他	8,869	7,924	6,674	7,408	7,366

（注１） 「中国」は，中国（香港），中国（その他）を含み，台湾のうち，既に国籍・地域欄に「台湾」の記載のある在留カードの交付を受けた者を除いた数である。
（注２） 本表には特別永住許可件数は含まない。

4 在留資格の取得許可

2019年に在留資格取得許可をした件数は１万4,469件で，2018年と比べ1,281件（9.7%）増加している。

5 再入国許可

2019年に再入国許可をした件数は３万8,232件で，2018年と比べ1,202件（3.2%）増加している。

なお，2019年に再入国許可により我が国を出国した外国人は286万9,247人であったところ，そのうち，みなし再入国許可により出国した者は277万3,885人となっており，全体の96.7%を占めている。

6 資格外活動の許可

2019年に資格外活動許可をした件数は32万2,710件で，2018年と比べ8,775件（2.8%）増加している。

第３節　在留カード・特別永住者証明書の交付件数

1　在留カード

2019年における在留カードの交付件数は165万2,773件であった。これを項目別に見ると，上陸・在留資格関係許可によるものが142万9,415件であり，全体の86.5％を占めており，以下，有効期間更新によるものが17万1,571件（10.4％），再交付申請によるものが４万6,515件（2.8％），住居地以外の記載事項変更届出によるものが5,258件（0.3％）の順となっている。

また，地方出入国在留管理局管内別に見ると，東京局が89万121件であり，全体の53.9％を占めており，以下，名古屋局28万4,925件（17.2％），大阪局23万136件（13.9％），福岡局10万9,602件（6.6％）の順となっている（**図表34**）。

図表34　在留カード交付件数（2019年）

（件）

地方出入国在留管理局管内	総数	上陸・在留資格関係許可	住居地以外の記載事項変更届出	有効期間更新	再交付申請	その他
総数	1,652,773	1,429,415	5,258	171,571	46,515	14
札幌	27,114	25,671	44	936	461	2
仙台	30,092	24,714	112	4,561	705	—
東京	890,121	767,285	2,607	92,884	27,340	5
名古屋	284,925	237,264	1,425	39,406	6,829	1
大阪	230,136	202,764	473	19,950	6,949	—
広島	61,463	54,140	342	5,736	1,241	4
高松	19,320	17,317	41	1,578	384	—
福岡	109,602	100,260	214	6,520	2,606	2

2　特別永住者証明書

2019年における特別永住者証明書の交付件数は３万6,436件であった。これを項目別に見ると，有効期間更新によるものが２万7,453件で，全体の75.3％を占めており，以下，住居地以外の記載事項変更届出によるものが4,081件（11.2％），再交付申請によるものが3,532件（9.7％），特別永住許可（第４条）によるものが669件（1.8％）の順となっている（**図表35**）。

図表35　特別永住者証明書交付件数（2019年）

（件）

特別永住許可（第４条）	特別永住許可（第５条）	住居地以外の記載事項変更届出	有効期間更新	再交付申請	切替交付申請	新規交付申請	事前交付申請	総数
669	63	4,081	27,453	3,532	625	13	—	36,436

コラム 入管行政の最前線から（在留審査担当入国審査官の声）
（広島出入国在留管理局留学・研修審査部門：片山　紗季）

私が所属している広島出入国在留管理局留学・研修審査部門では，主に「留学」や「技能実習」の在留資格を扱っており，私はそのうちの「留学」に関する業務に携わっています。

「留学」の在留資格の入国者数，在留者数は，ともに年々増加しています。留学生の受入れは，文化交流や大学等の卒業後に本邦の企業に就職することにより，労働市場において優秀な学生を確保することにつながるなどといった大きな意義を有します。しかしながら，真に勉学の意思を有さず，本邦での就労を目的として入国・在留を図ろうとする者もおり，厳正に審査することが求められます。例えば，在留審査ではきちんと学校に通っているか，認められた時間以上のアルバイトを行っていないかなどを確認し，これらのことができていなければ，当該留学生に対して注意し，場合によってはその後の在留を認めないこともあります。また，ひとくちに留学生といっても大学生や専門学校生，日本語学校生など様々です。特段問題のない学生については迅速に審査を行い，詳しい調査が必要と思われる学生の審査に時間をかけるよう，メリハリのある審査を心掛けています。

広島局では，留学・研修審査部門と就労・永住審査部門の２つの審査部門があり，両部門で窓口対応や管内に寄港するクルーズ船に係る審査応援を行っています。自分の担当する在留資格以外の在留資格に関する知識も求められますが，部門を超えて様々な業務に触れられることが小規模局ならではの良さではないかと思っています。

また，広島局ではワークライフバランスの推進にも力を入れており，できるだけ定時で退庁するようにしています。このため，業務の優先順位や情報を他の職員と共有することにより，円滑に業務が行えるよう常に心がけています。

在留審査担当入国審査官

第４章　技能実習制度の実施状況

第１節　制度の概要

技能実習制度は，開発途上国又は地域等の青壮年を一定期間受け入れ，我が国で培われた技能，技術又は知識（以下本章において「技能等」という。）を修得，習熟又は熟達（以下本章において「修得等」という。）することを可能とし，当該青壮年が帰国後に我が国において修得等した技能等を活用することにより，当該国又は地域等の発展に寄与する「人づくり」に貢献する制度である。

1993年に創設された技能実習制度は，研修により一定水準以上の技能等を修得した外国人について，研修修了後，研修を受けた機関と同じ機関において，新たに雇用契約を結び，研修で修得した技能等をより実践的に修得できるようにしたものである。

研修生や技能実習生の受入機関の一部には，制度の本来の目的を十分に理解せず，実質的に低賃金労働者として扱うなどの問題が指摘されたことを受けて，2009年７月に成立した「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」において，新たな在留資格「技能実習」が創設され，入国１年目から雇用関係の下，労働関係法令等が適用されることとなるなど，技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るための措置が講じられてきた。

しかしながら，依然として制度の趣旨を理解することなく，国内の人手不足を補う安価な労働力の確保策と誤解して使うものが後を絶たず，その結果，労働関係法令の違反や人権侵害が生じている等の指摘がされる一方で，対象職種の拡大，実習期間の延長等の技能実習制度の拡充に関する要望も寄せられる状況にあった。

そのため，外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため，技能実習に関し，技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け，これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の措置を盛り込むなどした技能実習法が2016年11月18日に成立し，同月28日に公布され，2017年11月１日に施行されている。

第２節　監理団体の許可申請及び処理

1　監理団体の許可申請

2017年11月１日から，団体監理型で技能実習生を受け入れるためには，監理団体となる法人は，主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）による監理団体の許可を受けることが必要となった。2019年までの監理団体の許可申請件数（累積）は3,084件となっている（**図表36**）。

2　監理団体の許可

2019年までの監理団体の許可件数（累積）は2,839件であり，そのうち，一般監理事業（優良な監理団体）に係る許可は1,370件，特定監理事業（その他の監理団体）に係る許可は1,469件である（**図表36**）。

図表36 監理団体の許可申請及び許可件数の推移

（件）

年		2018	2019
申請件数		2,573	3,084
許可件数	一般監理事業	1,064	1,370
	特定監理事業	1,358	1,469
	合計	2,422	2,839

（注） 表中の数値は，各年末時点での累積値である。

第３節 技能実習計画の認定申請及び処理

1 技能実習計画の認定申請

2017年11月１日から，実習実施者が技能実習生を受け入れるためには，当該実習実施者が技能実習生ごとに作成する技能実習計画について外国人技能実習機構による認定を受けることが必要となった。2019年までの技能実習計画の認定申請件数は77万2,819件（累積）となっており，そのうち，企業単独型技能実習計画に係る申請は２万1,703件，団体監理型技能実習計画に係る申請は75万1,116件となっている（**図表37**）。

2 技能実習計画の認定件数

2019年までの技能実習計画の認定件数は73万2,313件（累計）となっており，企業単独型技能実習計画に係る認定件数は２万891件，団体監理型技能実習計画に係る認定件数は71万1,422件となっている（**図表37**）。

図表37 技能実習計画の認定申請及び認定件数の推移

（件）

年		2018	2019
申請件数	企業単独型	11,142	21,703
	団体監理型	367,935	751,116
	合計	379,077	772,819
認定件数	企業単独型	11,119	20,891
	団体監理型	366,896	711,422
	合計	378,015	732,313

第４節　不適正な事案への対処

技能実習制度においては，監理団体・実習実施者に許可・認定基準違反，法令違反等があった場合には，その重大性や態様に応じて監理団体の許可の取消しや技能実習計画の認定の取消し，業務停止命令（監理団体のみ）や改善命令を行うこととし，当該事業所名等を公表することとしている。また，許可・認定の取消しを受けた監理団体や実習実施者は技能実習を継続することができなくなるほか，その後５年間，新規の技能実習生の受入れが認められなくなる。2019年中には，14社について技能実習計画の認定を取り消し，２団体の監理団体の許可を取り消している（**図表38**）。さらに，外国人技能実習機構においては，定期的な実地検査の実施や，母国語による相談・申告窓口の設置などにより，技能実習制度の適正化及び技能実習生の保護を図っている。2019年度中には，7,452件の母国語相談，133件の申告を受け付けており，また，54件の転籍支援，71件（2018年４月から2019年３月末累計）の宿泊支援を実施している。

他方，技能実習生の失踪者は増加傾向にあり，2015年には5,803人であったものが，2019年には8,796人と急増している。失踪の動機については，実習実施者側の不適正な取扱いによるものが一部に存在する一方で，技能実習生側の経済的な事情による場合も多いものと考えられるところ，二国間取決めの枠組みを活用して悪質な送出機関の排除に努めているほか，失踪を多く発生させている送出機関や監理団体等からの技能実習生受入れに係る技能実習計画認定申請について，外国人技能実習機構において厳格に審査しており，更に，失踪事案が発生した実習実施者に対して優先的に実地調査を行うなどの対応を行っている（**図表39**）。

このような状況を背景として，2018年11月16日，法務大臣の指示により，法務大臣政務官を議長とする「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」が設置され，技能実習法の施行状況の検証，運用の改善方策の検討等が行われた。

2019年３月29日，調査結果等の報告書が公表され，同報告書において，技能実習生に対する報酬の支払いを口座振込み等の事後的に検証可能な方法とすることなどの運用の改善方策が示された。

また，2019年11月12日，技能実習生の失踪の減少に向けて，多くの技能実習生の失踪を発生させた送出機関・監理団体・実習実施者について，失踪率や帰責性等を踏まえて，技能実習生の新規受入れを停止することなどを法務大臣から発表した。

図表38　行政処分等の件数（2019年）　（件）

年	2019
技能実習計画の取消し	14
監理団体許可の取消し	2

図表39　国籍・地域別技能実習生の失踪者数の推移　（人）

国籍・地域＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	5,803	5,058	7,089	9,052	8,796
ベトナム	1,705	2,025	3,751	5,801	6,105
中国	3,116	1,987	1,594	1,537	1,330
カンボジア	58	284	656	758	462
ミャンマー	336	216	446	345	347
インドネシア	252	200	242	339	307
その他	336	346	400	272	245

（注）　表中「中国」には台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

第５章 外国人の退去強制手続業務の状況

第１節 不法残留者の状況

違反調査風景

出入国在留管理庁の電算統計に基づく推計では，2020年１月１日現在の不法残留者（許可された在留期限を超えて不法に本邦にとどまっている者）数は８万2,892人であり，2019年１月１日現在の７万4,167人と比べ8,725人（11.8%）増加し，各年１月１日現在の数値としては，６年連続で増加している。

2019年は，2018年よりも多く不法残留者に対する退去強制手続を執っている。その一方で，近年，政府全体で観光立国実現に向けた取組が進められてきた結果，外国人入国者数が大幅に増加しており，これが不法残留者数の増加に少なからず影響しているものと考えられる。

1 国籍・地域別

不法残留者数が過去最高であった1993年５月１日現在の不法残留者の国籍・地域は，タイが最も多く，次いで韓国，フィリピン，中国，マレーシアの順となっているところ，2020年１月１日現在は，ベトナムが１万5,561人（18.8%）と最も多く，以下，韓国１万2,563人（15.2%），中国１万902人（13.2%），タイ8,872人（10.7%），フィリピン6,061人（7.3%）の順となっている。

1993年５月１日以降の推移を見ると，韓国については，「短期滞在」の在留資格に係る活動を行おうとする者に対し，査証免除措置が実施されたことにより，新規入国者数が大幅に増加したにもかかわらず，1999年１月１日以降一貫して減少傾向にある。一方，ベトナムは2019年１月１日と比べ，4,430人（39.8%）増の１万5,561人となっており，８年続けて増加している。ベトナムの不法残留者は，「技能実習」が全体の５割以上を占めており，依然として不法就労を企図し，実習先から失踪した技能実習生が不法残留に及んでいるものと考えられる。また，タイについては，1993年５月１日以降一貫して減少を続けていたが，2013年７月からの査証発給の緩和措置等により，「短期滞在」における新規入国者数が大幅に増加したことが影響し，2019

年１月１日と比べ，1,392人（18.6％）増の8,872人となっており，７年続けて増加している（図表40，41）。

図表40　国籍・地域別不法残留者数の推移

（人）

国籍・地域＼年月日	1993年5月1日	1994年5月1日	1995年5月1日	1996年5月1日	1997年1月1日	1998年1月1日	1999年1月1日	2000年1月1日	2001年1月1日	2002年1月1日	2003年1月1日	2004年1月1日	2005年1月1日	2006年1月1日
総数	298,646	293,800	286,704	284,500	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552	219,418	207,299	193,745
ベトナム	852	869	453	448	231	731	880	1,092	1,550	2,021	2,697	3,582	3,916	4,071
韓国	39,455	43,369	47,544	51,580	52,387	52,123	62,577	60,693	56,023	55,164	49,874	46,425	43,151	40,203
中国	33,312	39,738	39,511	39,140	38,296	37,590	34,800	32,896	30,975	27,582	29,676	33,522	32,683	31,074
タイ	55,383	49,992	44,794	41,280	39,513	37,046	30,065	23,503	19,500	16,925	15,693	14,334	12,787	10,352
フィリピン	35,392	37,544	39,763	41,997	42,547	42,608	40,420	36,379	31,666	29,649	30,100	31,428	30,619	30,777
インドネシア	2,969	3,198	3,205	3,481	3,758	4,692	4,930	4,947	5,315	6,393	6,546	7,246	7,169	6,926
台湾	7,457	7,871	7,974	8,502	9,409	9,430	9,437	9,243	8,849	8,990	9,126	7,611	6,760	6,696
マレーシア	30,840	20,313	14,511	11,525	10,390	10,141	9,989	9,701	9,651	10,097	9,442	8,476	7,431	6,822
スリランカ	3,763	3,395	2,980	2,783	2,751	3,071	3,734	3,907	3,489	3,730	3,909	4,242	4,209	4,590
シンガポール	1,914	2,342	2,600	2,850	2,946	3,027	3,084	3,178	3,302	3,494	3,556	3,216	3,075	3,587
その他	87,309	85,169	83,369	80,914	80,758	76,351	71,132	66,158	61,801	60,022	59,933	59,336	55,499	48,647

国籍・地域＼年月日	2007年1月1日	2008年1月1日	2009年1月1日	2010年1月1日	2011年1月1日	2012年1月1日	2013年1月1日	2014年1月1日	2015年1月1日	2016年1月1日	2017年1月1日	2018年1月1日	2019年1月1日	2020年1月1日
総数	170,839	149,785	113,072	91,778	78,488	67,065	62,009	59,061	60,007	62,818	65,270	66,498	74,167	82,892
ベトナム	3,959	3,362	2,527	1,531	1,221	1,014	1,110	1,471	2,453	3,809	5,137	6,760	11,131	15,561
韓国	36,321	31,758	24,198	21,660	19,271	16,927	15,607	14,233	13,634	13,412	13,265	12,876	12,766	12,563
中国	27,698	25,057	18,385	12,933	10,337	7,807	7,730	8,257	8,647	8,741	8,846	9,390	10,119	10,902
タイ	8,460	7,314	6,023	4,836	4,264	3,714	3,558	4,391	5,277	5,959	6,507	6,768	7,480	8,872
フィリピン	28,491	24,741	17,287	12,842	9,329	6,908	5,722	5,117	4,991	5,240	5,082	4,933	5,417	6,061
インドネシア	6,354	5,096	3,126	1,820	1,265	1,037	1,073	1,097	1,258	2,228	2,222	2,076	3,323	4,180
台湾	6,347	6,031	4,950	4,889	4,774	4,571	4,047	3,557	3,532	3,543	3,887	3,784	3,747	3,730
マレーシア	6,397	4,804	2,986	2,661	2,442	2,237	2,192	1,819	1,788	1,763	1,761	1,784	1,808	1,846
スリランカ	4,042	3,615	2,796	1,952	1,498	1,256	1,084	1,019	932	914	847	816	861	1,112
シンガポール	2,241	2,207	2,128	2,107	1,789	1,586	1,304	1,079	1,066	1,055	1,046	1,034	1,021	994
その他	40,529	35,800	28,666	24,547	22,298	20,008	18,582	17,021	16,429	16,154	16,670	16,277	16,494	17,071

（注）　「中国」には，中国（香港）及び中国（その他）を含まない。

図表41 主な国籍・地域別不法残留者数の推移

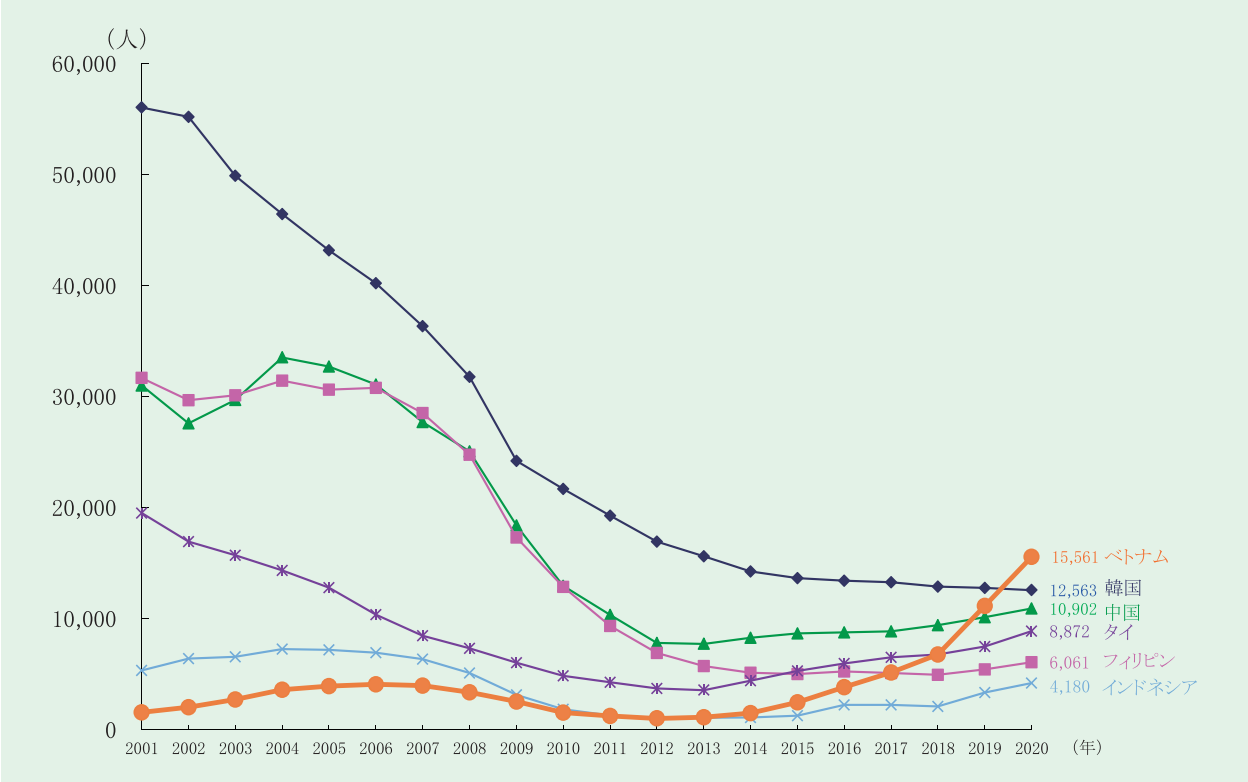

（注） 各年１月１日現在の不法在留者数を表したものである。

2 在留資格別

2020年１月１日現在の不法残留者数を不法残留となった直前の時点での在留資格別に見ると，2019年に引き続き「短期滞在」が５万1,239人と最も多く，全体の61.8％を占めており，以下，「技能実習２号ロ」7,048人（8.5％），「特定活動」5,688人（6.9％），「留学」5,543人（6.7％），「技能実習１号ロ」5,309人（6.4％），「日本人の配偶者等」2,687人（3.2％）となっている。また，前年と比べ，「短期滞在」が3,840人（8.1％），「技能実習２号ロ」が1,730人（32.5％），「特定活動」が1,464人（34.7％），「留学」が835人（17.7％），「技能実習１号ロ」が1,294人（32.2％）増加したのに対し，「日本人の配偶者等」は259人（8.8％）減少している（**図表42**）。

図表42 在留資格別不法残留者数の推移

（人）

在留資格＼年月日	2014年 1月1日	2015年 1月1日	2016年 1月1日	2017年 1月1日	2018年 1月1日	2019年 1月1日	2020年 1月1日
総数	59,061	60,007	62,818	65,270	66,498	74,167	82,892
短期滞在	41,403	41,090	42,478	44,167	44,592	47,399	51,239
技能実習２号ロ	1,699	2,831	3,413	3,748	3,988	5,318	7,048
特定活動	1,707	1,636	1,633	1,910	2,286	4,224	5,688
留学	2,777	2,806	3,422	3,807	4,100	4,708	5,543
技能実習１号ロ	1,089	1,799	2,439	2,741	2,894	4,015	5,309
日本人の配偶者等	3,719	3,709	3,433	3,287	3,092	2,946	2,687
その他	8,374	7,772	7,633	7,520	7,832	9,781	5,378

（注） 「留学」には，不法残留となった時点での在留資格が「就学」（2010年７月１日施行前の入管法上の在留資格）だった者の数も含まれる。

第２節　退去強制手続を執った入管法違反事件

１　概要

2019年中に退去強制手続を執った入管法違反者は１万9,386人で，2018年と比べ3,117人（19.2%）増加した。このうち，出国命令の対象者として入国審査官に引き継いだ者は8,713人であった。入管法違反者は，2005年以降，減少の一途であったが，査証免除措置の実施等により，新規入国者が増加し，それに伴い不法残留者数も増加したことなどが一因となり，５年連続で増加している。

退去強制事由別に見ると，不法残留１万7,627人（90.9%），刑罰法令違反448人（2.3%），不法入国349人（1.8%）の順となり，依然として不法残留が圧倒的に高い割合を占めている（**図表43**）。

国籍・地域別に見ると，ベトナムが6,549人（33.8%）と最も多く，次いで，中国4,256人（22.0%），タイ2,295人（11.8%）の順となっており，これら上位３か国で全体の67.6%を占めている（**図表44**）。

図表43　退去強制事由別入管法違反事件の推移

（人）

退去強制事由＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	12,272	13,361	13,686	16,269	19,386
不法入国	752	599	577	409	349
不法上陸	268	238	151	140	134
資格外活動	399	511	648	476	255
不法残留	9,982	11,198	11,502	14,353	17,627
刑罰法令違反	397	432	470	460	448
その他	474	383	338	431	573
不法就労者	7,973	9,003	9,134	10,086	12,816

図表44　国籍・地域別入管法違反事件の推移

（人）

国籍・地域＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	12,272	13,361	13,686	16,269	19,386
ベトナム	1,643	2,273	2,931	4,395	6,549
中国	4,311	3,979	3,901	4,185	4,256
タイ	1,475	1,770	2,096	2,101	2,295
フィリピン	1,467	1,452	1,310	1,692	1,566
インドネシア	507	1,059	727	850	1,246
ネパール	146	185	198	374	598
韓国	704	599	440	353	324
スリランカ	182	153	145	150	296
ブラジル	296	268	232	275	285
トルコ	124	125	127	209	271
その他	1,417	1,498	1,579	1,685	1,700

（注）　表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

2 退去強制事由別

（１）不法入国

2019年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち，不法入国者(注)は349人（1.8％）であり，2018年と比べ60人（14.7％）減少した。過去の推移を見ると，2003年以降増加傾向にあったものの，2006年以降は減少に転じており，入管法違反者全体に占める不法入国者の比率も減少傾向にあることなどから，各種水際対策の効果が現れているものと考えられる。

国籍・地域別に見ると，フィリピンが90人（25.8％）で最も多く，次いで，中国87人（24.9％），韓国26人（7.4％）の順となっている（**図表45**）。

不法入国した際の利用交通手段別に見ると，航空機が282人であり，2018年と比べ50人（15.1％）減少したものの，依然として航空機による不法入国が80.8％と多数を占めている。また，船舶による不法入国者数は67人（19.2％）であり，2018年と比べ10人（13.0％）減少した（**図表46，47**）。

図表45 国籍・地域別不法入国事件の推移

（人）

国籍・地域＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	752	599	577	409	349
フィリピン	166	143	117	128	90
中国	211	143	104	99	87
韓国	50	45	32	32	26
イラン	64	76	115	16	18
タイ	31	21	20	23	13
スリランカ	18	13	24	11	11
ペルー	26	29	20	10	10
ロシア	6	5	3	14	10
ベトナム	34	14	14	9	9
インドネシア	27	29	23	10	8
その他	119	81	105	57	67

（注） 表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

図表46 国籍・地域別航空機による不法入国事件の推移

（人）

国籍・地域＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	594	488	482	332	282
フィリピン	158	138	114	122	86
中国	96	67	48	52	50
イラン	61	74	108	16	17
韓国	22	23	17	13	12
タイ	31	20	20	22	11
その他	226	166	175	107	106

（注） 表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

（注） 不法入国者とは，入管法第３条第１項の規定に違反して本邦に入った者をいう。同項においては，有効な旅券を所持しない外国人（有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。）（同項第１号）及び入国審査官から上陸許可の証印若しくは入管法第９条第４項の規定による記録又は上陸の許可を受けないで本邦に上陸する目的を有する外国人（同項第２号）は本邦に入ってはならないと規定しており，これに違反した者は不法入国者となる。

図表47　国籍・地域別船舶による不法入国事件の推移

（人）

国籍・地域＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	158	111	95	77	67
中国	115	76	56	47	37
韓国	28	22	15	19	14
フィリピン	8	5	3	6	4
ロシア	—	—	—	2	4
タイ	—	1	—	1	2
その他	7	7	21	2	6

（注）　表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

（２）不法上陸

2019年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち，入国審査官から上陸許可の証印若しくは入管法第９条第４項の規定による記録又は上陸の許可を受けないで本邦に上陸した不法上陸者は134人（0.7%）であり，2018年と比べ６人（4.3%）減少した（**図表48**）。

図表48　国籍・地域別不法上陸事件の推移

（人）

国籍・地域＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	268	238	151	140	134
米国	2	11	12	13	22
トルコ	90	82	34	33	22
中国	6	7	15	10	16
フィリピン	2	5	3	1	9
ロシア	20	16	11	20	9
ウガンダ	—	2	2	2	6
スリランカ	95	39	38	10	6
パキスタン	6	5	6	8	6
その他	47	71	30	43	38

（注）　表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

（３）不法残留

2019年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち，不法残留者は１万7,627人（90.9%）であり，2018年と比べ3,274人（22.8%）増加し，依然として圧倒的に高い割合を占めている。

国籍・地域別に見ると，ベトナムが6,156人（34.9%）と最も多く，次いで，中国3,878人（22.0%），タイ2,259人（12.8%），フィリピン1,344人（7.6%），インドネシア1,208人（6.9%）の順となっている（**図表49**）。

図表49 国籍・地域別不法残留事件の推移

（人）

国籍・地域＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	9,982	11,198	11,502	14,353	17,627
ベトナム	1,422	1,994	2,515	3,951	6,156
中国	3,623	3,488	3,534	3,819	3,878
タイ	1,389	1,699	2,017	2,018	2,259
フィリピン	1,139	1,157	961	1,401	1,344
インドネシア	465	935	619	806	1,208
ネパール	63	93	139	335	531
韓国	559	473	358	269	274
スリランカ	59	84	73	102	250
トルコ	30	40	86	170	238
ブラジル	227	181	132	182	184
その他	1,006	1,054	1,068	1,300	1,305

（注） 表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

（４）資格外活動

我が国に在留する外国人が，資格外活動許可を受けることなく，付与された在留資格で認められていない報酬を受ける活動等の就労活動を専ら行っていると明らかに認められる場合には，資格外活動として退去強制手続が執られることとなる。2019年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち，資格外活動で退去強制手続を執った者は255人（1.3%）であり，2018年と比べ221人（46.4%）減少した。

国籍・地域別に見ると，ベトナムが134人（52.5%）と最も多く，次いで，ネパール33人（12.9%），インドネシア22人（8.6%）の順となっており，これら上位３か国で全体の74.1%を占めている（**図表50**）。

図表50 国籍・地域別資格外活動事件の推移

（人）

国籍・地域＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	399	511	648	476	255
ベトナム	104	154	280	234	134
ネパール	31	67	47	22	33
インドネシア	10	76	70	18	22
中国	145	91	41	47	21
フィリピン	41	24	124	39	18
ミャンマー	—	17	19	16	11
スリランカ	4	11	4	8	7
韓国	35	28	7	8	3
カンボジア	—	5	3	24	2
その他	29	38	53	60	4

（注） 表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

入管法違反者摘発風景

3 不法就労事件

（１）概況

2019年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち，不法就労していたことが認められた者は１万2,816人（66.1％）であり，我が国に潜伏する入管法違反者の多くが不法就労している状況にある。

このような状況は，不当に安い賃金で働く不法就労者が日本人労働者の雇用機会を奪うことになるなど，公正な労働市場を侵害するとの指摘もなされているほか，不法就労先をあっせんするブローカーが不当に多額の利益を得る一方で，不法就労者が賃金を搾取されたり，労働災害に遭っても十分な補償が受けられないなどの人権上の問題も発生しており，出入国在留管理庁では不法就労を助長する外国人の取締りを推進している。

（２）国籍・地域別

不法就労者の国籍・地域は，近隣アジア諸国を中心として55か国・地域に及んでおり，依然として多国籍の者が不法就労している状況にある。

国籍･地域別に見ると，ベトナムが4,941人(38.6％)で最も多く，次いで，中国3,155人(24.6％)，タイ2,047人（16.0％），インドネシア1,014人（7.9％），フィリピン764人（6.0％）の順となっており，これら上位５か国で全体の93.0％を占めている。

なお，近時，不法就労者に占めるベトナムの割合が増加しているところ，これまで最多であった中国を抜いて，ベトナムが最多となった（**図表51**）。

図表51 国籍・地域別不法就労事件の推移

（人）

国籍・地域 ＼ 年		2015	2016	2017	2018	2019
総数		7,973	9,003	9,134	10,086	12,816
	男	5,167	6,093	6,120	6,754	8,903
	女	2,806	2,910	3,014	3,332	3,913
ベトナム		1,160	1,638	2,152	3,035	4,941
	男	873	1,246	1,657	2,259	3,766
	女	287	392	495	776	1,175
中国		3,266	3,080	2,915	3,112	3,155
	男	2,166	2,130	1,982	2,170	2,188
	女	1,100	950	933	942	967
タイ		1,215	1,536	1,855	1,868	2,047
	男	699	850	966	903	1,035
	女	516	686	889	965	1,012
インドネシア		396	819	588	594	1,014
	男	338	699	514	498	827
	女	58	120	74	96	187
フィリピン		756	830	711	660	764
	男	341	426	366	369	398
	女	415	404	345	291	366
韓国		435	359	239	169	163
	男	167	167	118	69	76
	女	268	192	121	100	87
ネパール		68	95	77	71	111
	男	51	76	52	52	92
	女	17	19	25	19	19
モンゴル		81	133	146	117	91
	男	51	90	95	70	61
	女	30	43	51	47	30
スリランカ		57	68	53	42	87
	男	54	67	48	41	81
	女	3	1	5	1	6
ウズベキスタン		5	11	7	35	65
	男	5	11	7	34	64
	女	—	—	—	1	1
その他		534	434	391	383	378
	男	422	331	315	289	315
	女	112	103	76	94	63

（注） 表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

（３）男女別

不法就労者の男女別構成は，男性が8,903人（69.5％），女性が3,913人（30.5％）である。

（４）就労内容別

不法就労者の就労内容別では，農業従事者が2,904人（22.7％）と最も多く，次いで，建設作業者2,569人（20.0％），工員2,454人（19.1％）の順となっている。

また，男女別に見ると，男性は建設作業者が最も多く，次いで，工員，農業従事者の順となり，女性は農業従事者が最も多く，次いで，工員，その他のサービス業従事者の順となっている（**図表52**）。

図表52　就労内容別不法就労事件の推移

（人）

就労内容＼年		2015	2016	2017	2018	2019
総数		7,973	9,003	9,134	10,086	12,816
	男	5,167	6,093	6,120	6,754	8,903
	女	2,806	2,910	3,014	3,332	3,913
農業従事者		1,744	2,215	2,501	2,504	2,904
	男	1,113	1,438	1,585	1,480	1,646
	女	631	777	916	1,024	1,258
建設作業者		1,638	1,713	1,548	1,835	2,569
	男	1,622	1,697	1,529	1,818	2,550
	女	16	16	19	17	19
工員		1,342	1,410	1,411	1,875	2,454
	男	857	1,008	942	1,236	1,686
	女	485	402	469	639	768
その他の労務作業者		686	1,076	1,059	998	1,380
	男	543	837	811	794	1,089
	女	143	239	248	204	291
その他のサービス業従事者		425	453	495	589	647
	男	118	127	152	213	268
	女	307	326	343	376	379
調理人		218	182	182	205	299
	男	140	124	115	162	202
	女	78	58	67	43	97
その他		1,920	1,954	1,938	2,080	2,563
	男	774	862	986	1,051	1,462
	女	1,146	1,092	952	1,029	1,101

（５）稼働場所（都道府県）別

46都道府県において不法就労者の稼働が確認されているところ，不法就労者の稼働場所を都道府県別で見ると，2018年に引き続き，茨城県が2,126人（16.6％）と最も多く，次いで，千葉県1,878人（14.7％），愛知県1,606人（12.5％），東京都1,551人（12.1％），埼玉県1,290人（10.1％）の順となっている（**図表53**）。

また，地区別に見ると，関東地区１都６県（東京，神奈川，千葉，埼玉，茨城，群馬，栃木）で8,601人（67.1％）と大半を占めているほか，中部地区９県（新潟，長野，山梨，富山，石川，福井，静岡，岐阜，愛知）も2,316人（18.1％）と多く，関東地区及び中部地区で不法就労者全体の85.2％（１万917人）と高い割合を占めている。

図表53 稼働場所別不法就労事件の推移

（人）

都道府県＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	7,973	9,003	9,134	10,086	12,816
茨城県	1,714	2,038	2,213	1,975	2,126
千葉県	1,238	1,559	1,505	1,666	1,878
愛知県	757	891	811	912	1,606
東京都	1,086	1,187	1,184	1,437	1,551
埼玉県	595	716	765	860	1,290
群馬県	451	453	453	456	826
神奈川県	638	602	446	556	625
大阪府	252	226	294	317	464
栃木県	193	224	195	274	305
兵庫県	104	131	112	209	297
その他	945	976	1,156	1,424	1,848

4 違反審判の概況

（１）事件の受理・処理

退去強制事由に該当する疑いのある外国人は，入国警備官による違反調査の後，入国審査官に引き渡され，違反審判手続が行われる。同手続は，入国審査官による違反審査，特別審理官による口頭審理，法務大臣による裁決の三段階の仕組みとなっている。

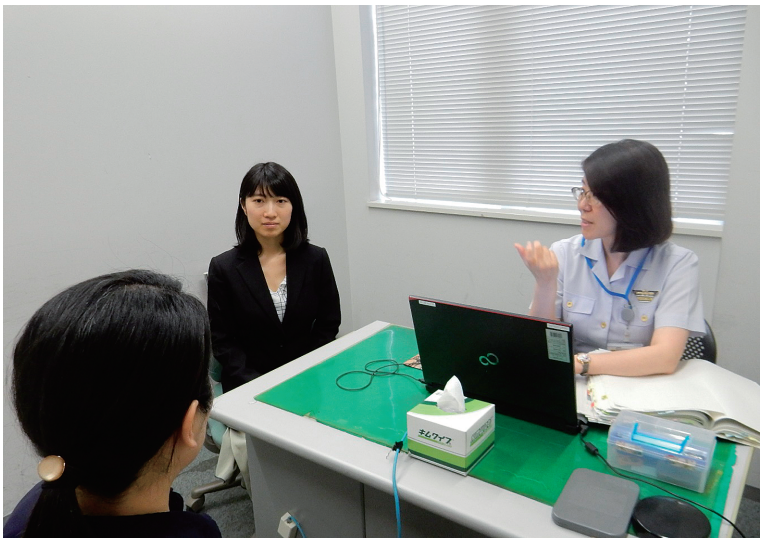

違反審判風景

2019年における違反審査の受理件数は１万9,853件であり，2018年に引き続き増加している（**図表54**）。

図表54　違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移

（件）

区分			2015	2016	2017	2018	2019
違反審査	受理		13,233 (594)	14,198 (484)	14,407 (414)	16,827 (402)	19,853 (370)
	既済	非該当	5	3	2	1	—
		退去強制令書発付	5,409	6,008	6,723	7,736	8,306
		口頭審理請求	3,375	3,306	2,546	2,327	2,326
		出国命令書交付	3,573	4,101	4,423	6,223	8,702
	未済，その他		871	780	713	540	519
口頭審理	受理		3,871 (476)	3,945 (568)	3,273 (653)	2,946 (547)	3,040 (651)
	既済	非該当	1	—	1	—	—
		退去強制令書発付	77	145	159	114	95
		異議申出	3,163	3,078	2,522	2,128	2,256
		出国命令書交付	—	—	—	—	—
	未済，その他		630	722	591	704	689
裁決	受理		3,526 (357)	3,478 (376)	3,352 (818)	2,966 (822)	2,819 (544)
	既済	理由あり	—	1	1	—	—
		理由なし	3,110	2,588	2,415	2,331	2,211
		出国命令書交付	—	—	—	—	—
	未済，その他		416	889	936	635	608

（注）　受理件数の括弧内は前年からの繰越件数で内数である。

また，2019年における違反審査後の口頭審理請求件数は2,326件で，違反審査受理数の11.7％に当たり，2018年と比べ１件（0.04％）減少している（**図表54，55**）。

図表55 口頭審理請求件数及びその比率の推移

$$口頭審理請求件数の比率(\%)=\frac{口頭審理請求件数}{違反審査受理数}\times 100$$

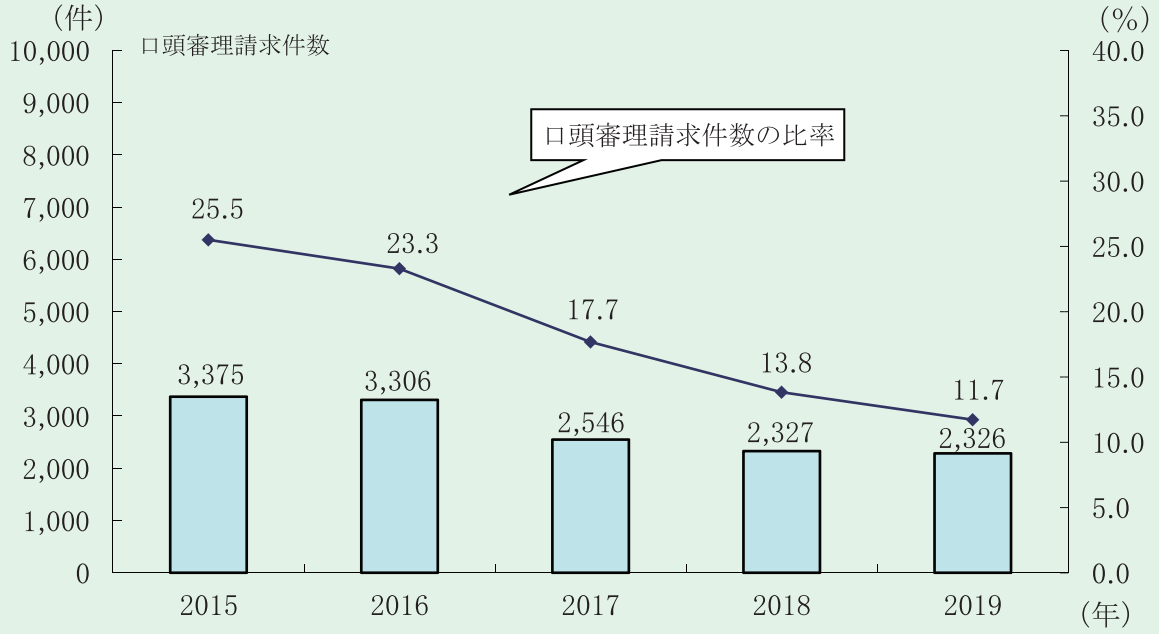

口頭審理における特別審理官の判定を不服として法務大臣へ異議の申出をする件数は，2019年は2,256件で，2018年と比べ128件（6.0%）増加している（**図表54**）。

（2）退去強制令書の発付

2019年における退去強制令書の発付件数は9,218件で，退去強制事由別に見ると，不法残留が7,434件で，全体に占める割合は80.6%，不法入国が256件で，全体に占める割合は2.8%となっている（**図表56**）。

図表56 退去強制事由別退去強制令書の発付状況

(件)

退去強制事由＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	6,589	7,241	8,130	8,865	9,218
不法残留	4,218	4,981	5,872	6,658	7,434
不法入国	638	495	503	365	256
不法上陸	223	233	140	93	127
資格外活動	374	497	644	480	254
刑罰法令違反	472	428	411	426	147
その他	664	607	560	843	1,000

また，国籍・地域別に見ると，ベトナムが3,228件で最も多く，全体の35.0%を占めており，次いで中国2,005件（21.8%），タイ985件（10.7%）の順となっている（**図表57**）。

図表57　主な国籍・地域別退去強制令書の発付状況

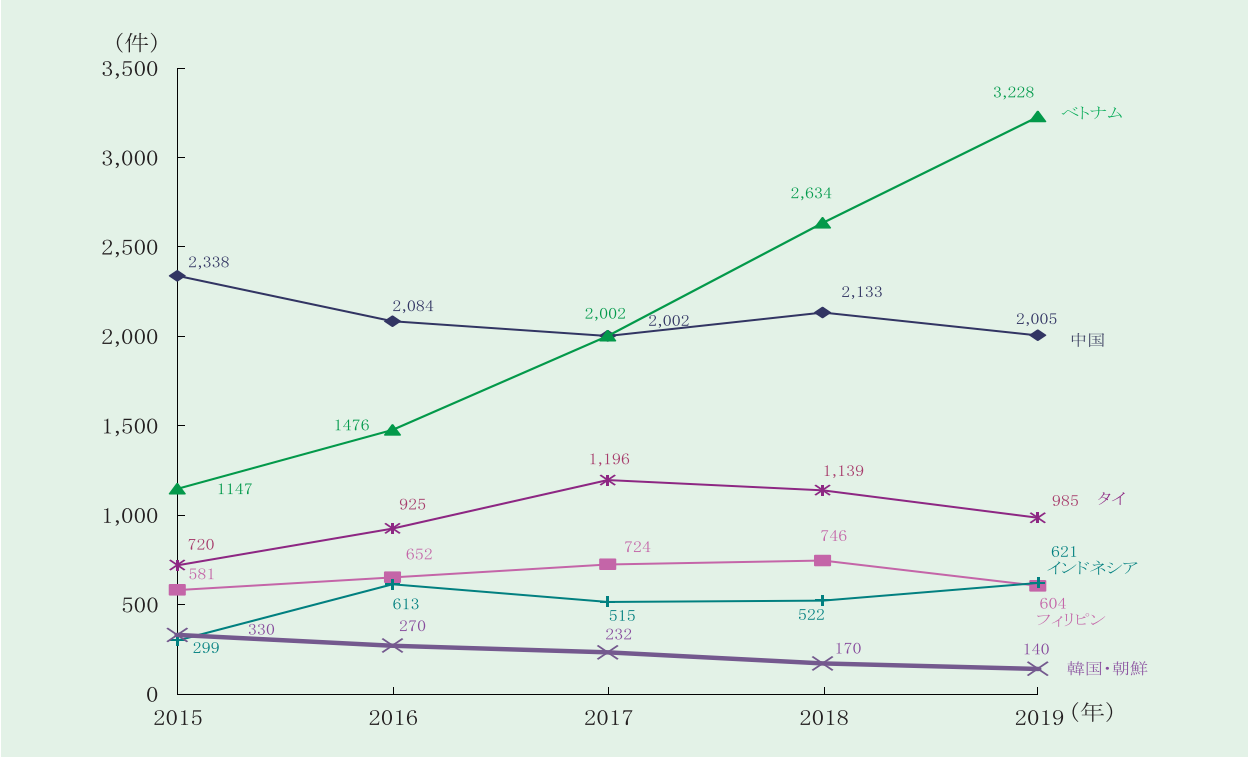

（注）　2019年版に掲載している本表「主な国籍・地域別退去強制令書の発付状況」の2016年の「ベトナム」については，以下のとおり誤った数値（件数）が掲載されていますのでご注意願います。
（正）2016年　ベトナム：1,476
（誤）2016年　ベトナム：1,176

（３）仮放免

2019年中に収容令書により収容されていた者が仮放免された件数は1,052件で，2018年と比べて240件（29.6％）増加し，退去強制令書により収容されていた者が仮放免された件数は725件で，2018年と比べ202件（38.6％）増加した（**図表58**）。

図表58　仮放免許可件数の推移

（件）

令書の種類＼年	2015	2016	2017	2018	2019
収容令書によるもの	1,293	1,491	922	812	1,052
退去強制令書によるもの	1,063	1,160	822	523	725

（４）在留特別許可

2019年に法務大臣が在留を特別に許可した件数は1,448件であり，2018年と比べ77件（5.6％）増加した。

なお，在留特別許可を受けた外国人の多くは，日本人と婚姻するなど，日本人等との密接な身分関係を有し，また，実態として，様々な面で我が国に生活の基盤を築いている状況にある。

在留特別許可件数を退去強制事由別に見ると，2019年は不法残留が1,051件（72.6％），不法入国・不法上陸が128件（8.8％）となっており，不法残留，不法入国・不法上陸で全体の81.4％を占めている（**図表59**）。

図表59 退去強制事由別在留特別許可件数の推移

（件）

退去強制事由＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	2,023	1,552	1,255	1,371	1,448
不法残留	1,504	1,106	868	970	1,051
不法入国・不法上陸	155	130	128	143	128
刑罰法令違反等	364	316	259	258	269

2019年に在留特別許可された者を国籍・地域別に見ると，フィリピン411件（28.4%），中国242件（16.7%），韓国・朝鮮108件（7.5%），ベトナム76件（5.2%），タイ62件（4.3%）となっている（**図表60**）。

図表60 国籍・地域別在留特別許可件数の推移

（件）

国籍・地域＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	2,023	1,552	1,255	1,371	1,448
フィリピン	517	413	270	349	411
中国	393	284	210	248	242
韓国・朝鮮	222	166	125	115	108
ベトナム	84	84	101	102	76
タイ	104	79	72	63	62
その他	703	526	477	494	549

（注） 表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

5 送還の概況

2019年中の被送還者数は9,597人であり，2018年と比べ228人（2.4%）増加した。

国籍・地域別に見ると，ベトナムが3,185人（33.2%）と最も多く，次いで，中国1,998人（20.8%），タイ1,003人（10.5%），フィリピン737人（7.7%），インドネシア639人（6.7%）の順となっている（**図表61**）。

図表61　国籍・地域別被送還者数の推移

（人）

国籍・地域＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	6,174	7,014	8,145	9,369	9,597
ベトナム	1,064	1,412	2,038	2,698	3,185
中国	2,296	2,058	1,954	2,152	1,998
タイ	707	914	1,224	1,167	1,003
フィリピン	593	618	705	893	737
インドネシア	287	561	549	532	639
ネパール	82	113	196	198	275
スリランカ	69	115	127	148	212
トルコ	49	62	70	116	195
韓国	328	288	248	209	162
ブラジル	65	74	94	124	133
その他	634	799	940	1,132	1,058

（注）　表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

送還方法は，送還費用を被送還者が自己負担する「自費出国」，帰国費用がないなどの理由により送還費用を国費で負担する「国費送還」及び被送還者が乗ってきた船舶等を運航する運送業者の責任と費用により送還する「入管法第59条による送還」の３つに大別される。

送還風景

図表62 送還方法別被送還者数の推移

（人）

送還方法＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	6,174	7,014	8,145	9,369	9,597
自費出国	5,853	6,575	7,622	8,755	8,967
入管法第59条による送還	49	63	68	69	72
国費送還（個別送還）	206	308	385	470	516
国費送還（集団送還）	22	30	43	47	—
その他	1	—	—	—	1
国際受刑者移送条約	43	38	27	28	41

（注１） 「国費送還（集団送還）」は，日本政府の費用負担により民間機をチャーターするなどして被送還者を集団で送還したものである。
（注２） 「その他」は，被送還者の本国政府等の費用負担により送還したものである。

（１）自費出国

被送還者のうち，自費出国した者は8,967人（93.4％）であり，2018年と比べ212人（2.4％）増加した（**図表62，63**）。

なお，出入国在留管理庁では，被送還者の旅券，航空券又は帰国費用等の送還に必要な要件が整い次第，速やかに送還しているところであるが，送還に必要な要件が整っていない者については，退去強制手続と並行して，当該外国人から日本国内又は本国の関係者等に連絡を取るように指導し，帰国費用等の調達に努めさせたり，旅券を所持しない者については，出入国在留管理庁から在日外国公館に対して旅券の早期発給に係る申入れを行うなどして早期送還に努めている。

図表63 国籍・地域別自費出国による被送還者数の推移

（人）

国籍・地域＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	5,853	6,575	7,622	8,755	8,967
ベトナム	1,046	1,358	1,968	2,600	3,147
中国	2,262	2,015	1,912	2,093	1,925
タイ	699	909	1,185	1,156	996
フィリピン	555	578	653	801	648
インドネシア	277	552	530	511	629
ネパール	64	96	178	174	248
スリランカ	67	77	98	121	181
トルコ	29	37	59	101	154
韓国	311	267	229	192	146
マレーシア	50	34	62	95	76
その他	493	652	748	911	817

（注） 表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

（２）国費送還

入管法違反者の滞在期間が長期化し，滞在の態様も多様化しているところ，被退去強制者の中には，様々な理由で送還を忌避する者，帰国費用を調達することができない者，疾患を有する者等がいるが，これらの者のうち，2019年中に個々の状況等を勘案して国費により送還した者は516人（5.4％）であり，2018年と比べ１人（0.2％）減少した（**図表62**）。

（３）運送業者の責任と費用による送還

航空会社等の運送業者は，一定の要件の下で被退去強制者をその責任と費用により送還（入管法第59条による送還）しなければならない(注)が，その数は，2019年中は72人（0.8％）であり，2018年と比べ３人（4.3％）増加した（**図表62**）。

6　出国命令事件

（１）違反調査

2019年中に出国命令手続を執り入国警備官が入国審査官に引き継いだ者は8,713人で，入管法違反者全体の44.9％を占めている。

国籍・地域別に見ると，ベトナムが3,249人（37.3％）と最も多く，次いで，中国2,081人（23.9％），タイ1,232人（14.1％），インドネシア634人（7.3％），フィリピン565人（6.5％）の順となっており，これら上位５か国で全体の89.1％を占めている（**図表64**）。

図表64　国籍・地域別出国命令による引継者数の推移

（人）

国籍・地域＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	3,571	4,094	4,410	6,245	8,713
ベトナム	387	629	867	1,677	3,249
中国	1,660	1,695	1,714	1,877	2,081
タイ	641	765	839	896	1,232
インドネシア	187	257	240	360	634
フィリピン	299	322	289	672	565
ネパール	13	23	49	215	352
韓国	169	154	116	86	84
スリランカ	22	15	17	31	79
ウズベキスタン	3	9	8	89	73
モンゴル	50	70	77	65	65
その他	140	155	194	277	299

（注）　表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

（注）　運送業者は，船舶等の長とともに乗員や乗客を掌握すべき立場にあり，入管法上，一定の責任と義務が課されているが，その一つとして，その責任と費用で一定の要件に該当する外国人を速やかに本邦外の地域へ送還することが義務付けられている（入管法第59条）。

例えば，上陸を拒否され退去命令を受けているにもかかわらず退去しなかったり，特例上陸許可を受けて上陸したものの，不法残留したりする外国人などの場合がこれに当たる。

（２）審査

ア　事件の受理・処理

2019年における出国命令事件の受理件数は8,713件であり，違反審査受理件数全体の43.9％に当たり，2018年と比べ2,468件（39.5％）増加している。

出国命令対象者については，自ら出国を希望して出頭しているものであることから，入国警備官からの引継ぎ後，特に速やかに処理している。

イ　出国命令書の交付

2019年に出国命令書を交付した件数は8,702件であった。

これを国籍・地域別に見ると，ベトナムが3,242件で最も多く全体の37.3％を占めており，次いで中国2,079件（23.9％），タイ1,233件（14.2％），インドネシア633件（7.3％），フィリピン562件（6.5％）の順となっており，上位５か国で全体の89.0％を占めている（**図表65**）。

図表65　国籍・地域別出国命令書の交付状況

（件）

国籍・地域＼年	2015	2016	2017	2018	2019
総数	3,573	4,101	4,423	6,223	8,702
ベトナム	387	627	872	1,668	3,242
中国	1,662	1,701	1,721	1,872	2,079
タイ	641	766	841	894	1,233
インドネシア	188	256	236	356	633
フィリピン	298	326	288	671	562
ネパール	13	23	50	215	351
韓国・朝鮮	169	154	117	86	84
スリランカ	22	15	18	31	79
ウズベキスタン	3	9	8	88	73
モンゴル	51	69	78	65	65
その他	139	155	194	277	301

（注）　表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）は含まない。

（３）出国確認

出国命令対象者は在留期限内に出国する外国人と同様，出国する空海港において出国の証印を受けるとともに，入国審査官に自らの出国命令書を提出する必要がある。

第６章　難民認定業務等の状況

我が国は，難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し，1981年に難民条約に，次いで1982年には難民議定書（以下，難民条約と難民議定書を合わせて「難民条約等」という。）に順次加入するとともに，難民認定手続に係る必要な体制を整えてきたところである。

その後も，より公正な手続によって難民の適切かつ迅速な庇護を図る観点から難民認定制度を見直し，仮滞在許可制度の新設及び難民審査参与員制度の新設等を含む改正入管法が2005年５月16日から施行されている。

出入国在留管理庁は，難民認定制度を適正に運用するとともに，組織及び審査体制を整備強化するなどして迅速かつ適切な処理に努めている。

第１節　難民認定の申請及び処理

1　難民認定申請

2019年に我が国において難民認定申請を行った者は１万375人であり，2018年に比べ118人（1.1%）減少した（図表66）。

図表66　難民認定申請数の推移

（人）

年	2015	2016	2017	2018	2019
申請数	7,586	10,901	19,629	10,493	10,375

申請者の国籍・地域は76か国にわたり，主な国籍は，スリランカ1,530人（14.7%），トルコ1,331人（12.8%），カンボジア1,321人（12.7%），ネパール1,256人（12.1%），パキスタン971人（9.4%），ミャンマー788人（7.6%），インド730人（7.0%），バングラデシュ662人（6.4%），カメルーン234人（2.3%），セネガル223人（2.1%）となっている。

また，申請者の申請時における在留状況は，正規在留者が１万73人（97.1%），非正規在留者が302人（2.9%）となっている。

なお，申請者の4.4%に当たる461人が，過去に難民認定申請を行ったことがあり，このうち正規在留者は291人，非正規在留者は170人となっている。

2 難民認定申請の処理

2019年における難民認定申請の処理は7,131人であり，2018年に比べ6,371人（47.2%）減少している。その内訳は，難民と認定した者43人(注１)，難民と認定しなかった者4,936人，申請を取り下げた者等2,152人であった。

なお，難民条約等に規定する難民の定義には該当せず，難民として認定されなかった者についても，例えば本国の情勢等により帰国が困難である者又は我が国での在留を認めるべき特別な事情がある者等に対しては，諸般の事情を考慮した上で，出入国在留管理行政の枠の中で柔軟に対応しているところであり，2019年は37人が在留を認められている（**図表67**）。

図表67 庇護数の推移

（人）

区分＼年		1978～2014	2015	2016	2017	2018	2019
難民	条約難民	633	27	28	20	42	44
	定住難民	11,405	19	18	29	22	20
その他の庇護		2,367	79	97	45	40	37
合計		14,405	125	143	94	104	101

（注１） 「条約難民」とは，入管法の規定に基づき，難民条約上の難民として認定された者の数である（難民不認定とされた者の中から不服申立ての結果認定された数を含む。）。

（注２） 「定住難民」とは，インドシナ難民（昭和53年４月28日の閣議了解等に基づき，ベトナム・ラオス・カンボジアにおける政治体制の変革等に伴い周辺地域へ逃れた者及び55年６月17日の閣議了解の３の定める呼寄せ家族で我が国への定住を認めたもの）及び第三国定住難民（平成20年12月16日及び26年１月24日の閣議了解に基づき，タイ又はマレーシアから受け入れたミャンマー難民）であり，1978年から2005年まではインドシナ難民，2010年以降は第三国定住難民の数である。定住難民として受け入れられた後，条約難民として認定された者（認定難民）もおり，合計欄では重複して計上されている。

（注３） 「その他の庇護」とは，難民不認定とされた者のうち，入管法第61条の２の２第２項により在留特別許可を受けた者及び人道上の配慮を理由に在留が認められ在留資格変更許可等を受けた者の数である。

3 仮滞在許可制度の運用状況

2019年における仮滞在許可者は25人で，2018年に比べ13人（34.2%）減少している。

仮滞在の許可の可否を判断した人数は733人であるが，許可されなかった者に係る主な理由は，

① 本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあっては，その事実を知った日）から６か月を経過した後に難民認定申請をしたこと…450人

② 逃亡するおそれがあると疑うに足りる相当の理由があること…284人

③ 既に退去強制令書の発付を受けていたこと…206人

である(注２)。

（注１） 審査請求の結果認定された者の数については，後記第２節２参照。

（注２） １人の申請者について許可しなかった理由が複数ある場合は，その全てを計上している。

第２節　審査請求（不服申立て）

1　審査請求数

2019年に難民の認定をしない処分に対する審査請求(注)を行った者は5,130人であり，2018年と比べ3,891人（43.1％）減少している（図表68）。

2　処理の状況

2019年における不服申立ての処理は8,291人であり，2018年に比べ120人（1.5％）増加している。その内訳は，不服申立てに理由があるとされた者（難民と認定された者）１人（前年４人），理由がないとされた者6,021人（前年6,013人），不服申立てを取り下げた者等2,269人（前年2,154人）であった（図表68）。

図表68　難民の認定をしない処分に対する不服申立て数及び処理状況の推移

（人）

区分＼年		2015	2016	2017	2018	2019
難民不認定		3,411	7,492	9,736	10,541	4,936
不服申立て		3,120	5,197	8,530	9,021	5,130
処理	理由あり	8	2	1	4	1
	理由なし	1,763	2,112	3,084	6,013	6,021
	取下げ等	504	822	1,306	2,154	2,269

（注）　難民の認定をしない処分等に対する不服申立ては，2016年４月１日に施行された改正入管法により，従来の「異議申立て」から「審査請求」に改められた。

第３節 一時庇護のための上陸の許可申請及び処理

2019年に我が国において一時庇護のための上陸の許可（以下「一時庇護上陸許可」という。）を申請した者は36人であり，2018年に比べ19人減少した。処理の内訳は，許可が１人，不許可が31人，取下げ等が２人であった。

図表69 一時庇護上陸許可申請数の推移

（人）

年	2015	2016	2017	2018	2019
申請数	171	110	98	55	36
許可	4	1	2	2	1
不許可	166	104	94	49	31
取下げ等	1	4	3	4	2

（注１） 2017年の処理数には2016年申請のものを含む。
（注２） 2019年の申請数のうち，２件の処理については，2020年に繰越し。

図表70 一時庇護上陸許可申請の処理状況（2019年）

（人）

国籍	申請数計	処分内訳			
		許可	不許可	終止・取下げ	中止
イエメン	2	—	—	—	—
イラク	1	1	—	—	—
イラン	8	—	8	—	—
ウガンダ	1	—	1	—	—
エジプト	3	—	3	—	—
ガーナ	2	—	2	—	—
カメルーン	1	—	1	—	—
スリランカ	5	—	5	—	—
ソマリア	1	—	1	—	—
中国	1	—	1	—	—
中国（香港）	1	—	1	—	—
チュニジア	1	—	1	—	—
ドイツ	1	—	1	—	—
トルコ	1	—	1	—	—
ナイジェリア	3	—	2	1	—
パキスタン	2	—	1	1	—
モルドバ	2	—	2	—	—
合計	36	1	31	2	—

（注） イエメン２件の申請に係る処理については，2020年に繰越し。

第７章　人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策及び外国人 DV 被害者保護

第１節　人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策

1　人身取引対策への取組

人身取引は，重大な人権侵害であり，人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは人身取引が，その被害者，特に女性と児童に対して，深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし，その損害の回復が困難であることによる。また，国境を越えて行われる犯罪であるため，国際社会の関心も高いものとなっている。

政府は，2004年12月，関係府省庁において「人身取引対策行動計画」を，2009年12月には犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2009」をそれぞれ策定し，これまで政府一体となった取組を推進してきたところ，より強力に総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため，2014年12月，同会議において「人身取引対策行動計画2014」を策定した。そして，2020年５月には，人身取引対策関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」の第６回会合（持ち回り開催）を開催するなど，現在，同会議を中核に関係府省庁が連携しながら人身取引対策への取組を進めている。

また，出入国在留管理庁においても「人身取引対策行動計画2014」に基づき，関係機関との協力体制を一層強化するなどして人身取引の防止に努めるとともに，潜在化している可能性のある人身取引事案を把握し，人身取引の撲滅と被害者の適切な保護に積極的に取り組んでいるところである。

2　人身取引被害者の保護

出入国在留管理庁では，人身取引被害者の立場に十分配慮し，被害者保護の観点から在留期間の更新や在留資格の変更を許可しており，また，被害者が不法残留等の入管法違反の状態にある場合には在留特別許可を与えるなど，被害者の法的地位の安定化を図っている。

出入国在留管理庁が2019年に人身取引の被害者として保護（帰国支援を含む。）の手続を執った外国人は12人（前年９人）となっており，国籍・地域別の内訳は，いずれもフィリピン（前年フィリピン５人，タイ４人）であった。

なお，被害者12人のうち，在留資格を有していた者は７人（前年４人），不法残留等入管法違反となっていた者は５人（前年５人）であり，入管法違反となっていた被害者全員について在留特別許可を行った（**図表71**）。

被害者数は，出入国在留管理庁が統計を取り始めた2005年に115人であったが，その後大幅に減少し，ここ数年は多い年でも20人前後となっている。これは，人身取引対策行動計画の下，政府一体となって対策に取り組んでいることや，同年以降に行った「興行」の在留資格に係る上陸基準省令の見直しや厳格な上陸審査の実施など人身取引防止・撲滅への取組が一定の効果を上げているためと考えられる（**図表72**）。

図表71 人身取引被害者数（2019年）

（人）

国籍・地域＼内訳	人身取引の被害者		合計
	在留資格を有していた者	入管法違反者（うち在留特別許可）	
フィリピン	7	5(5)	12
総数	7	5(5)	12

（注１） 在留資格を有していた者の在留資格別の内訳は以下のとおり。
日本人の配偶者等 １人
興行 ６人
（注２） 在留特別許可した者の入管法違反形態は以下のとおり。
不法残留 ５人
（注３） 不法残留となる前の在留資格の内訳は以下のとおり。
短期滞在 ５人

図表72 人身取引被害者数の推移

（人）

被害者数・内訳＼年	2005	2015	2016	2017	2018	2019
人身取引被害者総数	115	26	21	20	9	12
在留資格を有していた者	68	15	11	10	4	7
入管法違反者（うち在留特別許可）	47(47)	11(11)	10(10)	10(10)	5(5)	5(5)

3 人身取引加害者の退去強制（注）

2014年に，警察庁，法務省，最高検察庁，厚生労働省及び海上保安庁は「人身取引対策関連法令執行タスクフォース」を設置し，人身取引関連事犯の取締りを徹底すべく，一層の情報共有及び連携を図っているところであるが，2019年に出入国在留管理庁が人身取引の加害者として退去強制した外国人は０人（前年２人）であった。

（注） 2005年の入管法改正により，「人身取引等を行い，唆し，又はこれを助けた者」が退去強制の対象（入管法第24条第４号ハ）となった。

第２節　外国人 DV 被害者保護

1　概要

配偶者からの暴力（以下「DV」という。）は，犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり，人身取引事案と同様，人道的観点から迅速・的確な対応を求められている。

出入国在留管理庁では，DV 被害者である外国人を認知した場合には，関係機関と連携して被害者の身体の保護を確実なものとする一方，DV により別居を余儀なくされたり，提出資料の用意が困難な被害者からの在留期間更新許可申請や，DV を要因として在留資格の変更が必要となった被害者からの在留資格変更許可申請については，その立場に十分配慮しながら，個々の事情を勘案の上，許可するなど人道上適切に対応している。さらに，DV に起因して不法残留等の入管法違反となっている被害者についても，十分な配慮の下，事案に応じ，在留を特別に許可するなどの人道的な措置を講じているところである。

また，2008年１月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正法が施行され，これに合わせて法務省を含む関係府省で策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(注)を踏まえ，出入国在留管理庁では，同年７月に独自に措置要領を制定しており，DV 被害者を認知した場合には，被害者が心身ともに過酷な状況に置かれていたことに十分配慮し，心身の状況等に応じて適切に対処するとともに，配偶者暴力相談支援センター，婦人相談所及び警察等関係機関との連携を図るなど，一層の被害者保護に努めている。

2　外国人 DV 被害者の認知件数

出入国在留管理庁では，被害者の保護を第一とし，関係機関との連携を図りつつ，在留審査又は退去強制手続等において，被害者本人の意思及び立場に十分配慮しながら，個々の事情を勘案し，人道上の観点から適切に対応しているところ，2019年中に，在留審査手続の過程等において把握した外国人 DV 被害者は82人であった（**図表73，74**）。

認知した被害者については，個々の事情を勘案し，そのほとんどについて在留期間更新許可等を行った。

（注）　2014年１月に更に同法律の一部改正法が施行され，法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められたことを受け，同法施行に合わせて「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」を定めている。

図表73 DV 被害者把握状況（2019年）

（人）

国籍・地域＼認知状況	在留審査手続	退去強制手続	相談のみ	その他	合計
フィリピン	29	4	6	1	40
中国	7	1	1	1	10
ブラジル	1	1	4	—	6
インドネシア	3	—	—	—	3
タイ	1	1	1	—	3
ペルー	1	1	1	—	3
ネパール	1	—	—	1	2
バングラデシュ	2	—	—	—	2
パキスタン	1	—	1	—	2
アフガニスタン	1	—	—	—	1
イラン	1	—	—	—	1
オランダ	1	—	—	—	1
カナダ	—	—	1	—	1
韓国	1	—	—	—	1
ケニア	1	—	—	—	1
パラグアイ	—	—	1	—	1
ベトナム	1	—	—	—	1
ミャンマー	—	—	1	—	1
モロッコ	1	—	—	—	1
ロシア	1	—	—	—	1
総数	54	8	17	3	82

（注） 表中「中国」には，台湾，中国（香港），中国（その他）を含まない。

図表74 地方出入国在留管理局別 DV 事案の認知被害者数の推移

（人）

年＼地方局	札幌局	仙台局	東京局	名古屋局	大阪局	広島局	高松局	福岡局	計
2017	—	1	42	22	11	8	—	10	94
2018	—	4	54	25	14	5	—	6	108
2019	—	4	33	22	13	1	3	6	82

（注） 東京局，大阪局，福岡局はそれぞれ，横浜支局，神戸支局，那覇支局分を含む。